第2期

- 三宅町地域福祉計画
- 三宅町地域福祉活動計画



令和7年(2025)年3月 三宅町 三宅町社会福祉協議会

目 次

第Ⅰ草 計画東定の趣旨	
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	
3 関連計画	3
4 計画の期間	3
5 計画策定の方法	4
6 本計画をめぐる国や社会の動向	6
第2章 三宅町の状況	
1 人口の推移と推計	10
2 支援が必要な人の状況	
3 アンケート調査による住民の現状とニーズ	
4 「団体ヒアリング」で出された意見の要旨	
5 「みやぼうプロジェクト会議」での意見の要旨	20
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念 2 基本目標	
2	
(2)「つながり、支え合う」まち、みやけ	
(3) 「安心・安全に暮らせる」 まち、みやけ	
3 計画の体系	
第4章 施策の方向	25
基本目標1 「地域福祉の担い手が育つ」まち、みやけ 基本施策1 地域福祉への関心の醸成	
基本施策 2 福祉教育・学習の推進	
基本施策3 地域福祉を担う人材の育成・支援	
基本目標2 「つながり、支え合う」まち、みやけ	31
基本施策4 「居場所、交流の場」機能の強化	31
基本施策5 地域での見守り、助け合いの促進	33
基本施策 6 地域住民活動の活性化	35
基本施策7 地域福祉を支える関係機関や団体との連携強化	

基本国	票3 「安心・安全に暮らせる」まち、みやけ39	9
基本	施策8 包括的かつ多機関協働による相談・支援体制の推進39	9
基本	施策9 情報提供の充実4	1
基本	施策 10 地域生活を支えるサービスの充実43	3
基本	施策 11 権利擁護の推進(三宅町成年後見制度利用促進計画を包含)4	5
基本	施策 12 再犯防止の推進(三宅町再犯防止推進計画を包含)4	3
基本	施策 13 地域ぐるみの生活安全対策の強化50	0
基本	施策 14 すべての人にやさしい福祉のまちづくり52	2
町社協	が5年間特に推進する重点項目54	4
重点	項目1 情報発信の強化54	4
重点	項目2 地域福祉の関心の醸成54	4
重点	項目3 相談機能の充実54	4
第5章	5 第2期自殺対策計画55	<u>-</u>
1 🛭	殺をめぐる社会背景	5
	 町の状況	
	本目標50	
	・・・・ 策の方向	
	点支援59	
第6章	t 推進に向けて60)
1	計画の推進体制60	Λ
2	計画の周知・普及	
3	計画の進行管理・評価	
参老	[料61	ı
1	令和5(2023)年度「みやぼうプロジェクト会議」の参加者一覧	
2	地域福祉計画策定委員会設置条例62	
3	地域福祉計画策定委員会の委員名簿64	
4	計画の策定経過69	
5	用語説明	ó

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

三宅町では、令和元(2019)年度に、地域福祉を推進していくための行政計画である「三宅町地域福祉計画」と、地域福祉の推進主体である三宅町社会福祉協議会(町社協)の活動指針である「三宅町地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

この度、この計画の期間が満了することから、これまでの取り組みの評価を行い、国・県の動向を踏まえ、本町の地域福祉に関する取り組みの方向性を示す指針として、「第2期三宅町地域福祉計画・三宅町地域福祉活動計画」を策定します。

なお、市町村では「自殺対策基本法」に基づく「自殺対策計画」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)に基づく「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)に基づく「再犯防止推進計画」の策定が求められていることから、本計画は、これらの計画の内容を包含するものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。三宅町社会福祉協議会と連携を図りながら、三宅町社会福祉協議会が策定する「三宅町地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

[参考] 社会福祉法第 107 条 (抜粋)

- 第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう 努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関 し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関 する事項

「自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」の根拠条文は以下のとおりです。

[参考] 自殺対策基本法第 13 条第 2 項

- 第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都 道府県の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情 を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定める ものとする。

[参考] 成年後見制度利用促進法第 14 条

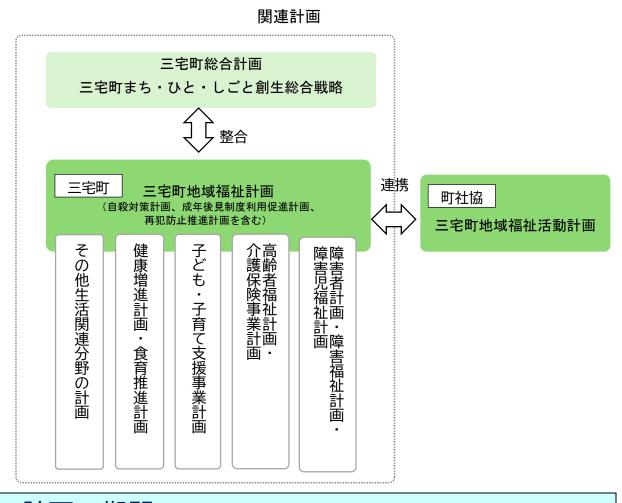
第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

[参考] 再犯防止推進法第8条

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県 又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項に おいて「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければなら ない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 関連計画

本計画は、各福祉計画に共通する基本理念を掲げ、他分野と連携を図り、地域共生社会づくりを進めるための計画として、国・県・町の関係法令、関連計画、指針などとの整合を図りながら策定・推進します。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。 ただし、今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要 に応じて計画内容の見直しを行います。

可画の物间									
令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)				
	第3期計画								

計画の期間

5 計画策定の方法

(1)「アンケート調査」による住民の現状やニーズの把握

地域福祉に関する住民の思いや意見を明らかにし、計画策定の基礎資料とするため、 令和5(2023)年12月から令和6(2024)年1月にかけて、18歳以上の住民1,200人を対 象にしたアンケートを実施しました(回収数443票、回収率36.9%)。

(2)「みやぼうプロジェクト会議」による第1期計画の検証

「みやぼうプロジェクト会議」は、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を議題にグループワーク方式で意見交換を行う会議です。

第1期計画策定時に続き、第2期計画策定においても、地域の各種団体・組織に所属する19名の住民の参加を得て組織され、アドバイザーである川中大輔龍谷大学社会学部准教授の指導のもと、第1期計画の検証を3回シリーズで行いました。

「みやぼうプロジェクト会議」の工程

	開催日時・場所	テーマ	内 容
1	令和5 (2023) 年 12月9日 午後2~4時 三宅町文化ホール	地域福祉って?	・自己紹介・地域福祉とは?・地域福祉計画・地域福祉活動計画とは?・プロジェクト会議の進め方について・第1期計画の庁内検証・評価の報告
2	令和6 (2024) 年 1月28日 午後2~4時 三宅町文化ホール	第1期計画の 検証・評価 Part 1	・第1期計画の基本目標 I 「みんなが『関心を もつ』きっかけがあるまち」及び基本目標 II 「みんながいきいきと『活躍できる』まち」 について、検証・評価を行う
3	令和6 (2024) 年 3月2日 午後2~4時 保健福祉施設あざさ 苑内会議室	第1期計画の 検証・評価 Part 2	・第1期計画の基本目標Ⅲ「みんなが『つながる』『支え合う』まち」及び基本目標Ⅳ「みんなに『届く』安心・安全なまち」について、検証・評価を行う

(3)団体ヒアリングによる課題把握

町から関係団体に対し、ヒアリング調査を行い、課題把握に努めました。

関係団体の実施状況

年月	団体名	備考
令和5(2023)年10月17日	社会福祉法人ひまわり	
令和5(2023)年10月17日	社会福祉法人三宅町社会福祉協議会	
令和6(2024)年7月10日	三宅町ボランティア連絡協議会	
令和6(2024)年7月10日	みやけまちづくりの会	
令和6 (2024) 年7月11日	三宅町老人クラブ連合会	

(4) 策定委員会での計画案の検討・協議

学識経験者や福祉・保健・医療関係者、地域団体関係者など18名で構成される策定委員会で計画案の検討・協議を行いました。

(5) パブリックコメントによる意見聴取

令和6(2024)年12月27日から令和7(2025)年1月14日にかけて、住民、町内事業所、町内への通勤・通学者を対象に、パブリックコメントを行いました。意見は0件でした。

みやぼうプロジェクト会議の様子



策定委員会の様子



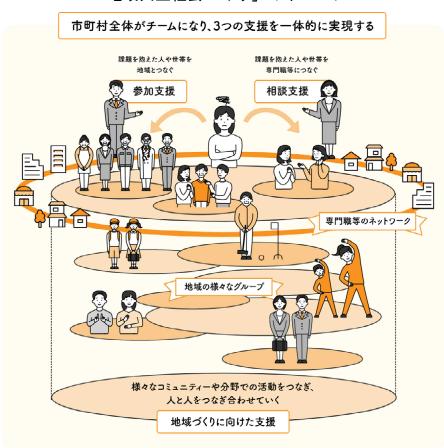
6 本計画をめぐる国や社会の動向

(1)地域共生社会づくりの要請

高齢者介護・福祉における「地域包括ケア」をはじめ、分野ごとの福祉が充実・深化する一方、複合的な課題やはざまの課題が顕在化している中で、国では、制度・分野の垣根や支え手・受け手の関係を超えて、包括的な支援体制を構築し、安心して暮らせる地域を創るという「地域共生社会づくり」を進めています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む 仕組みをつくるとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福 祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の支援の体制の整備が求められています。

国では、「地域共生社会づくり」は、地域の人と人をつなぐ「地域づくりに向けた支援」、 課題を抱えた人・世帯を専門職等につなぐ「包括的な相談支援」、課題を抱えた人・世帯 を地域とつなぐ「参加支援」という「3つの支援」を一体的に推進するよう、市町村に 働きかけています。



「地域共生社会づくり」のイメージ

資料:厚生労働省地域共生社会ポータルサイト

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症が令和元(2019)年末から令和4(2022)年度にかけて世界的に広がり、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしました。感染防止のために、人と人とが距離を取り、接触する機会を減らすことが求められた結果、地域の様々な活動が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。令和5(2023)年5月に国としての一律の制限をせず国民の主体的な選択にゆだねる「5類感染症」に移行したものの、完全収束を果たしたわけではなく、今後も、新型コロナウイルス感染症をはじめとする自然の脅威と向き合い、安全・安心に暮らせる地域づくりを進めていくことが求められます。

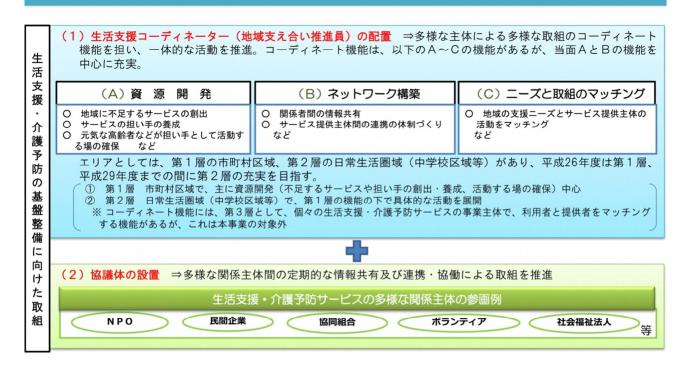
(3)介護保険制度における「生活支援体制整備事業」の展開

平成27(2015)年度から、地域住民自身が地域生活課題を把握し、その解決を図るため、介護保険制度に「生活支援体制整備事業」が導入され、本町でも取り組んでいます。

「生活支援体制整備事業」は、「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を中心に、地域の様々な団体による「協議体」での話し合いを進め、住民主体の生活支援サービスの実現に結びつけるなど、地域福祉の発展を目指す事業であり、本町においても、当該事業を活用した地域づくりを一層進めていくことが求められます。

国の「生活支援体制整備事業」の説明資料

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割



(4) 生活困窮者自立支援制度の展開

平成27(2015)年度から施行された生活困窮者自立支援制度は、相談窓口に配置された専門の支援員が、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作り、寄り添いながら自立を支援していく制度です。

生活困窮者自立支援制度は、複合的な課題により生活困窮の状況にある住民を支援する制度として、地域共生社会づくりの重要な一角を担う制度であり、充実を図っていく ことが求められます。

(5) 地域での支え合いによる防災対策強化の必要性の高まり

災害対策は、阪神・淡路大震災により、自助・共助の必要性が社会で認識され、自主 防災組織の活動が大きく発展しました。その後、平成17(2005)年頃には、「災害時要援 護者」の避難支援対策を進めるよう、国がガイドライン等の作成を進め、市町村におい ても「災害時要援護者支援計画」を定めました。

平成23(2011)年に東日本大震災が発生し、その後も大きな災害が続く中で、高齢化の進展もあいまって、自助・共助の一層の必要性が叫ばれており、令和3(2021)年には災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者」一人ひとりの支援者を具体的に定め、確実な支援につなげる「個別避難計画」の策定が市町村の努力義務となりました。

こうした一連の流れを受けて、本町においても、地域での支え合いによる防災対策を 一層強化していく必要があります。

(6) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの要請

認知症や障がいなどにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う必要性があります。しかし、そのための一つの方策である成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。そのような状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)が平成28(2016)年に制定され、市町村が成年後見制度利用促進計画を定めることとされました。

国では、令和4(2022)年度からの第二期において、権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の形成を目指しており、本町においても、その取り組みを進めていく必要があります。

(7)「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行

わが国においては、約3割の再犯者によって約6割の犯罪が行われるなど、検挙人員 に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる地 域社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となってい ます。

このような現状を踏まえ、国は、平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、国の責務の明確化や市町村の取り組みを推進するため、地方再犯防止推進計画の策定を努めることとされました。

(8) 孤独・孤立対策の要請

孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要です。このため、令和6(2024)年4月に「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」を目指す「孤独・孤立対策推進法」が施行され、自治体の責務が定められました。

また、平成18(2006)年に施行された自殺対策基本法は、平成28(2016)年改正により、市町村自殺対策計画が策定義務化となりました。さらに、令和4(2022)年の国の「第4次自殺総合対策大綱」では、コロナ禍の影響等を踏まえ、子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化などが掲げられており、孤独・孤立対策とあわせて推進していく必要があります。

第2章 三宅町の状況

人口の推移と推計 1

国勢調査による本町の令和2(2020)年の人口は6,439人で、わが国全体の人口減少下 にあって、平成12(2000)年から減少傾向が続いています。また、令和2(2020)年の 高齢化率は36.2%、年少人口比率は9.8%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少、少子高齢化が進む と予想されます。

10,000 人 8,042 7.764 7,440 8,000 - 3 1,400 6.836 6,439_2 1.738 5,948 2,023 6,000 5.438 2,250 ■年齢不詳 2,330 2,257 2.143 4.000 5.548 □65歳以上 5.064 4,568 3,885 3,475 3,159 □15~64歳 2.000 2.837 1,094 962 846 701 632 532 №0~14歳 458 0 平成12 平成17 平成22 平成27 令和2 令和7 令和12 (2000)年 (2005)年 (2010)年 (2015)年 (2025)年 (2030)年 (2020)年 (推計値)(推計値) 100% 17.4% 22.4% 27.2% 32.9% 36.2% 37.9% 80% 39.4% □65歳以上 60% 69.0% 65.2% 61.4% 40% 56.8% 54.0% 53.1% 52.2% □15~64歳 20% 13.6% 12.4% 11.4% 10.3% 9.8% 8.9% 8.4% №0~14歳 0% 令和7 平成12 平成17 平成22 平成27 令和2 令和12 (2000)年 (2005)年 (2010)年 (2015)年 (2020)年 (2025)年 (2030)年 (推計値)(推計値)

年齢3区分別人口の推移と推計

資料:実績は国勢調査。推計は国立社会保障・人口問題研究所の令和5 (2023) 年推計。

2 支援が必要な人の状況

要介護高齢者、障がい者など、支援が必要な人(福祉サービスの利用者等)の概数は、以下のとおりです。

支援が必要な人の概数

項目	人数	備考
要介護高齢者	450 人	令和6 (2024) 年4月1日の要介護認定者数(要支援を含む)
身体障がい者	286 人	令和6 (2024) 年4月1日の身体障害者手帳所持者数
知的障がい者	87人	令和6 (2024) 年4月1日の療育手帳手帳所持者数
精神障がい者	80 人	令和6 (2024) 年4月1日の精神障害者保健福祉手帳所持者数
児童発達支援 利用児童	6人	令和5(2023)年度の月平均利用実人数
放課後等デイサー ビス利用児童	27 人	令和5(2023)年度の月平均利用実人数
生活保護受給者	128 人	令和6 (2024) 年4月1日現在
生活困窮者自立 支援制度相談者	2件	令和5(2023)年度の新規相談受付件数
在留外国人	108人	令和6 (2024) 年4月1日現在

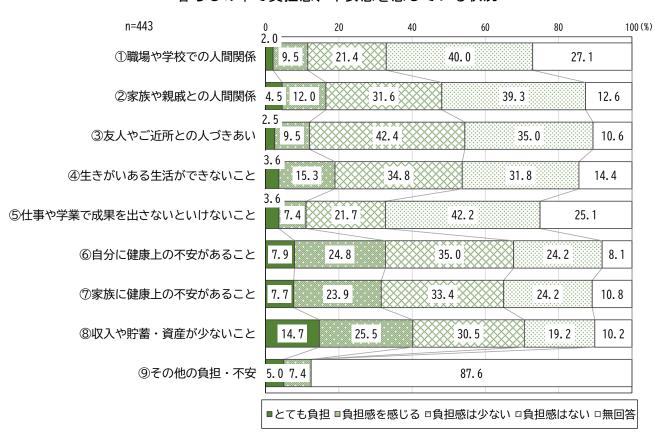


3 アンケート調査による住民の現状とニーズ

アンケート調査結果の概要は、以下のとおりです。

(1)毎日の暮らしの中で負担感、不安感を感じている住民がいる

毎日の暮らしの中で負担感、不安感を感じる事柄をたずねたところ、多くの住民は「負担感はない」や「負担感は少ない」と回答しているものの、「①職場や学校での人間関係」の「とても負担」が2.0%など、負担感、不安感を感じ、悩んでいる住民が一定程度いる現状がみてとれます。



暮らしの中で負担感、不安感を感じている状況

(2) 現在、引きこもっている住民もいる

引きこもりの経験の有無をたずねたところ、「過去にある」が3.6%、「現在も」が0.7%で、『ある』は合わせて4.3%となっています。

「現在も」はアンケート回答者では3人ですが、三宅町の対象人口に換算すると、30~40人程度と推測されます。

引きこもりの経験の有無

			問29 引	きこもりの	つ状態の経	験の有無	統合
		合計	過去に	現在も	ない	無回答	ある
			ある	ある			
	全体	443	16	3	408	16	
		100.0	3.6	0.7	92.1	3.6	4.3
	男性	201	10	1	183	7	
性		100.0	5.0	0.5	91.0	3.5	5.5
別	女性	233	6	2	217	8	
		100.0	2.6	0.9	93.1	3.4	3.4
	18~30代	60	3	1	55	1	
午		100.0	5.0	1.7	91.7	1.7	6.7
年齢	40~50代	89	9	0	80	0	
4		100.0	10.1	0.0	89.9	0.0	10.1
X	60~70代	185	2	1	176	6	
区分		100.0	1.1	0.5	95.1	3.2	1.6
7)	80歳以上	102	2	1	90	9	
		100.0	2.0	1.0	88.2	8.8	2.9

単位 上段(人)、 下段(%)

(3) ほとんど近所つきあいがない住民が約1割

近所づきあいの状況をたずねたところ、「ほとんどつきあいがない」は11.3%で、"18~30代"、"40~50代"では2割前後あります。

近所づきあいの状況

			問13 近	听づきあい	\の程度				統合
		合計	困ったと	困ったと			ほとんど	無回答	困ったと
			きに、何	きに、内	する程度		つきあい		きに、助
					の人がい	人がいる	がない		け合える
				ては相談	る				人がいる
			える人が						
			いる	える人が					
				いる					
	全体	443	36		114		50	7	
		100.0	8.1	23.7	25.7			1.6	31.8
l	男性	201	13		50		27	2	
性		100.0	6.5		24.9		13.4	1.0	29.4
別	女性	233	22	56	62	67	22	4	
		100.0	9.4	24.0	26.6			1.7	33.5
	18~30代	60	4	5	6	33		0	
午		100.0	6.7	8.3	10.0	55.0	20.0	0.0	15.0
年齢	40~50代	89	4	16	21	29	17	2	
\ Mh		100.0	4.5	18.0	23.6		19.1	2.2	22.5
4 区	60~70代	185	18		61	48		1	
分		100.0	9.7	24.9			5.9	0.5	34.6
) J	80歳以上	102	9	36	26		9	3	
		100.0	8.8	35.3	25.5	18.6	8.8	2.9	44. 1

単位 上段(人)、 下段(%)

(4) 2割強の住民がボランティア活動に参加している

この1年間のボランティア活動への参加の有無をたずねたところ、「参加した」は23.0%で、"60~70代"は30.8%と割合が高く、"40~50代"は11.2%と低くなっています。

ボランティア活動の参加状況

		問21 この 1 年間のボラン ティア活動の参加状況						
		合計	参加した	参加して いない	無回答	単位		
	全体	443	102	325	16	上段(人)、 下段(%)		
	_	100.0	23.0	73.4	3.6			
	男性	201	50	144	7			
性		100.0	24.9	71.6	3.5			
別	女性	233	47	177	9			
		100.0	20.2	76.0	3.9			
	18~30代	60	11	49	0			
年		100.0	18.3	81.7	0.0			
年齢	40~50代	89	10	79	0			
4		100.0	11.2	88.8	0.0			
'	60~70代	185	57	119	9			
区分		100.0	30.8	64.3	4.9			
וו	80歳以上	102	21	74	7			
		100.0	20.6	72.5	6.9			

(5) 多くの住民が支え合い・助け合いの重要性を認識している

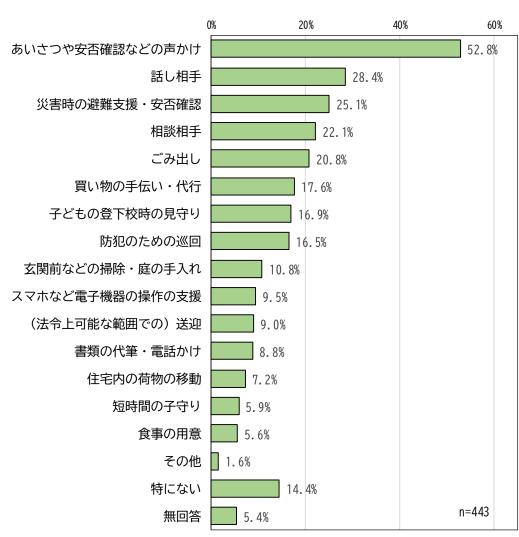
地域の課題の解決のために、住民同士の自主的な支え合い・助け合いが必要だと思うかをたずねたところ、「必要だと思う」は回答者全体の73.8%で、男女とも、また、どの年齢層も、「必要だと思う」が高い割合となっており、その重要性を認識していることがわかります。

住民同士の自主的な支え合い・助け合いに対する意識

			問15 住民同士の自主的な支え合い・ 助け合いの必要性				
		合計	必要だと 思う	必要だと 思わない		無回答	出任
	全体	443	327	28	74	14	
		100.0	73.8	6.3	16.7	3.2	下段 (%)
	男性	201	148	18	29	6	
性		100.0	73.6	9.0	14.4	3.0	
別	女性	233	173	10	43	7	
		100.0	74.2	4.3	18.5	3.0	
	18~30代	60	39	7	14	0	
年		100.0	65.0	11.7	23.3	0.0	
年齢	40~50代	89	54	8	24	3	
		100.0	60.7	9.0	27.0	3.4	
4区分	60~70代	185	150	9	23	3	
		100.0	81.1	4.9	12.4	1.6	
ח	80歳以上	102	80	4	11	7	
		100.0	78.4	3.9	10.8	6.9	

(6)地域での支援や協力の意識は高い

自分自身がご近所で支援や協力できることをたずねたところ、「あいさつや安否確認などの声かけ」が52.8%にのぼるほか、「話し相手」(28.4%)、「災害時の避難支援・安否確認」(25.1%)、「相談相手」(22.1%)、「ごみ出し」(20.8%)など、多くの項目で「支援や協力ができる」が1~3割程度あります。



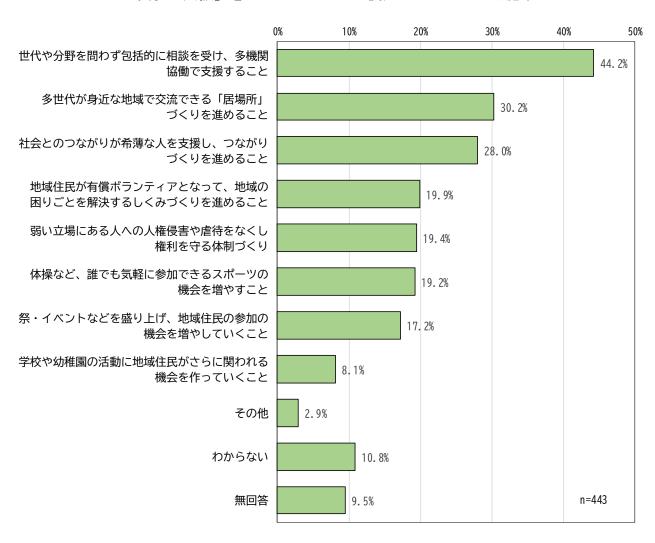
自分自身がご近所で支援や協力できること

(7) 多機関協働による相談支援が求められている

「孤独・孤立ゼロ」の、誰も取り残さない「全員参加支援」を進めていくために優先して進めるべき施策をたずねたところ、「世代や分野を問わず包括的に相談を受け、多機関協働で支援すること」が44.2%で最も高く、次いで「多世代が身近な地域で交流できる「居場所」づくりを進めること」(30.2%)、「社会とのつながりが希薄な人を支援し、つながりづくりを進めること」(28.0%)と続きます。

三宅町においても「強い負担感、不安感を感じる住民」や「引きこもっている住民」 がいる中で、重層的支援のための包括的な相談支援や多機関協働支援の必要性を住民の 多くが認識していると言えます。

「全員参加支援」を進めていくために優先して進めるべき施策



(8)MiiMoの利用が進んでいるが、偏りもみられる

住民の交流を促進し、地域の活性化を図る施設として令和3(2021)年12月に開設した「三宅町交流まちづくりセンターMiiMo」を利用した回数をたずねたところ、約3年の間に一度も利用したことがない住民も34.5%にのぼり、世代や居住地区によって利用の偏りもみられました。

Mii Mo を利用した回数

			問34 こ	れまでMii	Moを利用し	Jた回数		統合
		合計	0回	1 🗓	6回	20回以上	無回答	利用
				~5回	~19回			経験率
	全体	443	153	170			10	
	Ter. 111	100.0				11.7		63.2
	伴堂	86	22	33		11	2	- 0.4
		100.0						72. 1
	伴堂1丁目	100.0	0	100.0	0	0	-	100.0
	上 伴堂2丁目	100.0 11	0.0	100.0	0.0	0.0 2	0.0	100.0
		100.0	18. 2	45.5	_		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	81.8
	小柳	12	5	1	3	2	1	01.0
	1,2 ,191	100.0	41.7	8.3	25.0	16.7	8.3	50.0
	但馬	40	12	18		4	-	551.5
居		100.0	30.0	45.0	10.0	10.0	5.0	65.0
住	上但馬	33	16	8		5		
地		100.0			9.1	15. 2		48.5
区	上但馬団地	5	3	0	1	1	0	
		100.0	60.0				0.0	40.0
	屏風	35	9 25 7	16		5	2 0	171 A
	 東屏風	100.0 52	25. 7 12	45.7 21	11.4 11	14.3 7	2.9 1	71.4
	宋併 	100.0	23. 1			13.5		75.0
	三河	13	3	8	1	13.3	0	13.0
	_/-	100.0	23.1	61.5	7. 7	7. 7		76.9
	石見	141	66		10	12	2	7017
		100.0	46.8	36.2	7.1	8.5		51.8
	妊産婦・乳児	8	1	2		3		
	(1歳未満)	100.0	12.5					87.5
	乳児を除く	22	4	3		10		0.4
	小学校前の幼児	100.0						81.8
	小学生	21	10.0	30 (8		01 0
	 中学生・高校生	100.0 37	19.0 6	28. 6 21	14.3 5	38. 1 5	0.0	81.0
同	中子土・同伙土 	100.0	16. 2					83.8
居	短大生・専門学生・	30	8	14	5	3		03.0
家	大学(院)生	100.0	26.7	46.7				73.3
族	65歳以上の人	288	97	114		30		7010
		100.0		39.6	12.8	10.4	3.5	62.8
	介護を必要とする人	50	16	19	7	5	3	
	(要介護認定者)	100.0						62.0
	障がいのある人	46				3	1	
	(手帳所持者など)	100.0						58.7
	いずれもいない	100.0	29			3		F / F
		100.0	45.3	35.9	14.1	4.7	0.0	54 . 7

単位 上段(人)、 下段(%)

4 「団体ヒアリング」で出された意見の要旨

「団体ヒアリング」で出された意見を、テーマごとに整理すると、以下のとおりです。

(1) ボランティア

- ◇ 三宅町はボランティア活動の盛んな町である。しかし、長年、ボランティア活動を 行ってきた住民が高齢化し、活動の継続が困難になっているケースもある。新たな担 い手を確保するために、有償ボランティア制度の創設なども検討していきたいが、有 償ボランティアには担い手自身の抵抗感もある。(町社協)
- ◇ これまで行ってきたボランティア活動を、次の世代に、どうバトンタッチしていくのがよいかと日々考えている。後継者をどうするのか、と思いながら引き延ばしになっている。以前は子育ての終わった40代くらいの方が活動を始める流れがあったが、今はそういう状況ではない。今は共働き世帯が多く、活動を始めるのは難しいが、機会づくりは必要だと思う。(ボランティア連絡協議会)
- ◇ ボランティアでは、お金はもらいたくないという気持ちが本音だが、これからもボランティアを継続していく上で、無償でできることは限られている。後継者問題や、継続性のことからも、有償ボランティアのことは考えていかなければならないと思う。(ボランティア連絡協議会)
- ◇ 「お助け隊」の活動は、利用者が喜んでくれるので、とてもやりがいもある。お礼の金品はもらわないことにしているが、もらった方が頼みやすいのかと思うこともある。(石見老人クラブ)

(2)移動手段

- ◇ 高齢者の移動手段の確保が重要な課題。全国的に問題となっているが、買い物難民と言われる現象が本町にもある。社協だけで解決できる問題ではないが、災害時の対応と同様、関係機関の連携、役割分担を明確にし、地域での生活をより豊かなものにする必要がある。(町社協)
- ◇ 運転ボランティアも、お金を取らなければ白タクではないが、事故を起こした場合の問題がどうしてもついて回る。制度としての移送支援の可能性を検討している。(みやけまちづくりの会)

(3) 福祉のまちづくり

- ◇ 本町は小さな町である。それがゆえに横のつながりが強いのではないかと感じる。 そうした強みを生かした福祉行政を実施できればと考える。(町社協)
- ◇ 合理的配慮は、日常生活において困難が生じた場合、その人に合わせた、その人が必要とするサポート、環境の調整で困難さを解消するということであり、法人としても、その人その人の状況を理解し、どうしたサポートが適切かを本人と検討し、支援を決定したいと考えている。義務化になって日は浅いが、今後、そうした考え方が社会に浸透していくことを望む。(社会福祉法人ひまわり)
- ◇ コミュニティ活動をしているのは60代以上ばかりであり、40代~50代は仕事があり、 活動との掛け持ちは難しい。そのため、町や自治会で行うべき活動が、老人クラブの 活動となってしまっている場合もある。(老人クラブ連合会)

5 「みやぼうプロジェクト会議」での意見の要旨

「みやぼうプロジェクト会議」のグループワークでは、テーマごとに、「地域のよい変化」と「地域のよくない変化」を整理した上で、「第2期計画に盛り込むべき『次の一手』」を検討しました。その概要は、以下のとおりです。

(1)地域のよい変化

「地域のよい変化」(「できたこと」や「うまくいっていること」も含む)は、176件の意見があがりました。「三宅町交流まちづくりセンターMiiMoの活用が進んでいる」を筆頭に、「子どもたちの登下校時の見守りがしっかりできている」など、コロナ禍の逆境の中でも、様々な活動が展開されたことがうかがわれます。

「地域のよい変化」に関する意見の分類

通番	要旨	件数
1	三宅町交流まちづくりセンターMiiMoの活用が進んでいる	17
2	子どもたちの登下校時の見守りがしっかりできている	13
3	地域での見守り活動が充実している	12
4	高齢者の活動や交流が盛ん	11
5	地域での防災・防犯の取り組みができている	10
6	子育て支援や子どもの居場所づくりが充実した	9
7	地域住民の交流やつながりが強化されている	9
8	多方面にわたるボランティア活動が行われている	7
9	地域で様々なイベントや講座が開催されている	7
10	福祉教育や職場体験が推進されている	7
11	その他	74
_	合計	176

(2)地域のよくない変化

「地域のよくない変化」(「十分にできていないこと」や「うまくいっていないこと」も含む)は、153件の意見があがりました。「高齢化により活動の継続が困難になってきている」、「若者の参加が少ない」、「情報発信が不足している」の3つが最も多くあがりました。

「地域のよくない変化」に関する意見の分類

通番	要旨	件数
1	高齢化により活動の継続が困難になってきている	
2	若者の参加が少ない	14
3	情報発信が不足している	14
4	相談窓口の周知不足	13
5	「みやぼう活動」という言葉の周知不足	13
6	地域間の連携不足	10
7	福祉人材の不足	8
8	SNS やアプリの活用が不十分	8
9	防災意識の向上が必要	6
10	災害時の連携体制が不十分	6
11	イベントの参加者が固定化している	5
12	その他	42
	合計	153

(3)第2期計画に盛り込むべき「次の一手」

「第2期計画に盛り込むべき『次の一手』」(「改善点」も含む)は、124件の意見があがりました。「地域活動のさらなる広報・情報発信」が最も多くあがりましたが、「行政と住民の連携強化」など、住民自身のアクションに関する意見も多くあがりました。

「次の一手」に関する意見の分類

通番	要旨	件数
1	地域活動のさらなる広報・情報発信	28
2	ボランティアや福祉職への研修や講座の充実	11
3	ボランティア活動のさらなる推進	9
4	行政と住民の連携強化	9
5	SNS やインターネットの活用	9
6	地域での集まる場所の提供	9
7	世代間交流の促進	8
8	移動支援や買い物支援の充実	6
9	住民と福祉施設との交流機会の拡充	5
10	福祉の職場からの住民への働きかけ	3
11	その他	27
	合計	124

第3章 計画の基本的な考え方

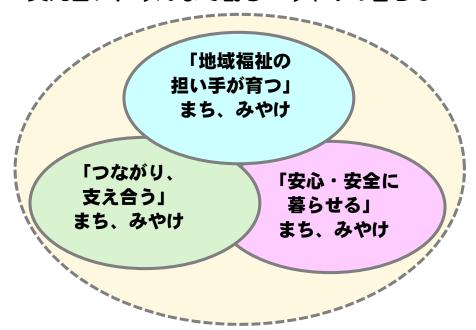
1 基本理念

第1期地域福祉計画では、住民一人ひとりが主体となるとともに、住民、地域、福祉関係団体、町社協、町がともに地域福祉の仕組みづくりを進めていくという考えのもと、「住民と一緒につくる みんなが安心して暮らせるまち、みやけ」を基本理念に掲げ、4つの基本目標「みんなが『関心をもつ』きっかけがあるまち」、「みんながいきいきと『活躍できる』まち」、「みんなが『つながる』『支え合う』まち」、「みんなに『届く』安心・安全なまち」を目指して施策を推進しました。

第2期計画では、第1期計画の考え方を踏襲するとともに、互いに助け合い、支え合うことにより住みよい暮らしを築いていくことができる社会を目指し、基本理念を「支え合い、みんなで創る みやけの暮らし」とし、「『地域福祉の担い手が育つ』まち、みやけ」、「『つながり、支え合う』まち、みやけ」、「『安心・安全に暮らせる』まち、みやけ」の3つの基本目標を設定して、施策を推進します。

基本理念と3つの基本目標

支え合い、みんなで創る みやけの暮らし



2 基本目標

(1)「地域福祉の担い手が育つ」まち、みやけ

地域における福祉活動を推進するためには、まず一人ひとりが福祉について関心を持ち、正しく理解した上で、地域活動やボランティアなどの担い手の輪を広げていくことが重要です。

地域福祉に関する広報活動や学習機会を充実するとともに、地域福祉に関心のある住民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組むことで、住民一人ひとりの社会参加を促進し、将来の地域福祉を担う人材づくりを進めます。

(2)「つながり、支え合う」まち、みやけ

地域での孤立を防ぎ、困った時に助け合うことができるよう、様々な世代や主体との ふれあい・交流ができる場を通して地域のつながりを広げるとともに、お互いに支え合 い、助け合いが育まれる環境づくりを進めます。

さらに、多様化・複雑化する福祉ニーズに応えるために、地域福祉を支える関係機関 や団体などとの連携・協力を推進することで、支え合いのネットワークづくりを強化し ます。

(3)「安心・安全に暮らせる」まち、みやけ

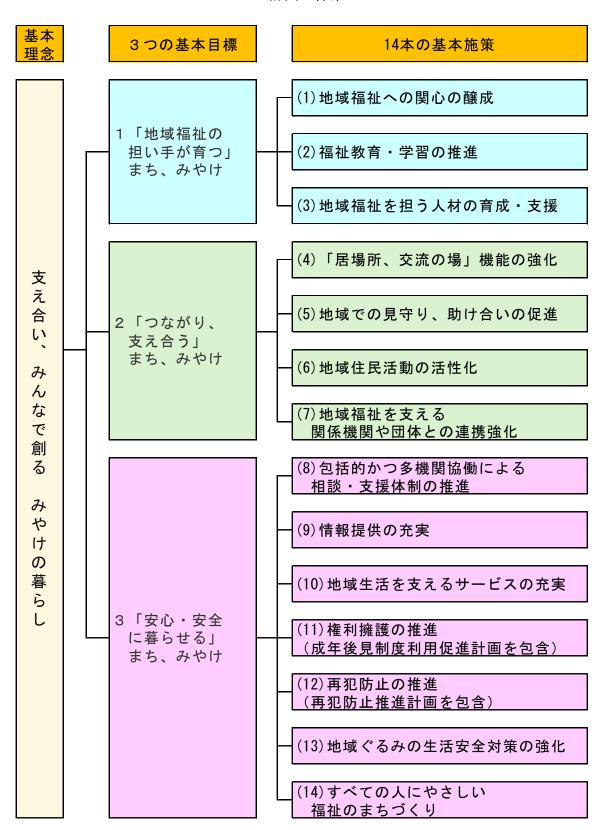
支援が必要なすべての人に必要な支援が的確に届き、誰もが安心して暮らしていけるよう、地域住民や関係団体と連携しながら、災害時の要支援者への支援や相談支援、福祉サービスの提供、権利擁護支援など、様々な支援や支援のための整備を図ります。



3 計画の体系

計画の体系は以下のとおりです。3つの基本目標のもと、14本の基本施策を位置づけます。

計画の体系



第4章 施策の方向

基本目標1 「地域福祉の担い手が育つ」まち、みやけ

基本施策1 地域福祉への関心の醸成

【施策をめぐる背景】

三宅町は地域活動、ボランティア活動が盛んな町ですが、人口の減少や、住民の高齢化、コロナ禍などに伴う社会情勢の変化により、活動を継続していくことが困難になっているケースもみられます。これまで、支え合い活動に参加していなかった住民の参加につながるよう、地域福祉への関心の醸成を図る必要があります。あわせて、男性が仕事、女性が家事や地域活動、といった性別役割分担意識の是正を図る必要があります。

【施策の方向】

地域住民が町内に存在する様々な生活課題を「我が事」と感じ、福祉活動に積極的に 参加するためには、地域福祉に対する理解を深め、主体的に参加しようとする意識を醸 成することが大切であり、広報やホームページ等による啓発や、共同募金運動、地域で 行われる福祉事業の支援・啓発、男性の家事・育児参加の促進を図る取り組みなどを進 めます。

【町の主な取り組み】

取り組み	内容
福祉に関する	町・県・国が実施する福祉に関する様々な活動(啓発日・週
活動の広報・啓発	間・月間等)を広報誌、ホームページ、SNS等でも取り上げ、
	地域住民の福祉への意識・関心を高めます。
福祉に関する	福祉に関する事業の実施、もしくは地域で行われる福祉事業
事業の実施・支援	を支援し、啓発活動を行うことで、地域住民の福祉への意識・
	関心を高めます。

【町社協の主な取り組み】

٠.				
	取り組み	事業例		
	地域活動の情報発信を行うととも	社協だよりの発行、SNSの活用、ホーム		
	に、講座の実施などにより、誰もが地	ページの充実、ボランティアセンターの運		
	域に関心を持ち、参加しやすい活動の	営、福祉出前講座等の実施、赤い羽根共同		
	提案や活動に対する支援を行います。	募金運動の推進等		

【町民・地域に期待される取り組み】

- ・日頃より「広報みやけ」や「町のホームページ」に目をとおしましょう。
- ・地域の出来事や福祉に関心を持ち、正しい知識を身につけましょう。
- ・町から発信している情報は身近な地域の人に伝え、共有しましょう。
- ・お隣さんやご近所と「ちょっとした関わり」を持ち、つながりをつくりましょう。
- ・寄附活動に積極的に参加し、社会貢献の意識を高めましょう。

赤い羽根共同募金運動



基本施策 2 福祉教育・学習の推進

【施策をめぐる背景】

令和6年(2024) 4月に策定した「第3期三宅町教育大綱」では、基本理念『子どもたちは未来からの留学生』のもと、子どもたちが生きていく未来の社会を想像しながら、町全体で学びの場を創ることを目指しています。子どもたちが未来を幸せに生きていくために、子どもも大人も共に学び合える取り組みを進めていく必要があります。

【施策の方向】

互いを尊び、ともに支え合う心を育む福祉教育・福祉学習は、心豊かな地域社会を形成する上で重要であり、地域福祉を推進する基礎となります。

教育委員会と町社協、各種団体・事業所が連携し、幼児園・小中学校の授業や課外活動での福祉教育・福祉学習を進めるとともに、社会教育・生涯学習での福祉教育・福祉 学習を推進します。

【町の主な取り組み】

取り組み	内容
地域活動を通じ	地域での様々な活動への参加体験を通して、地域福祉に関す
た福祉教育の機	る理解や関心を高められるように、機会の提供・支援を行いま
会の提供・支援	す。
学校における福	学校教育において福祉教育(車いす体験、妊婦体験、小中学
祉教育	校の地域学習等)に取り組むことで、次代を担う子どもたちが、
	生涯を通して福祉や地域福祉の取り組みに共感を持ち、地域福
	祉に関する理解や関心を高めます。
生涯を通した福	生涯学習活動における講座や講演会等の機会を通して、あら
祉の学びの支援	ゆる年代の人が福祉を学ぶ機会の提供・支援に努めます。

取り組み	内容
障がい者への学	町社協に対して、障がい者への生涯学習活動の支援をするこ
びの機会提供の	とにより、学びの機会、居場所、交流の場づくりを支援します。
支援【新規】	
福祉教育の機会	支援が必要な方に対する理解や関心を高めるための学びの機
の提供	会を提供します。

【町社協の主な取り組み】

取り組み	事業例		
出前講座の実施やボランティアに対する	福祉出前講座等の実施、ボランティア		
理解を広めるなど福祉教育の推進を図り、	講座の実施、災害ボランティア支援事		
地域の思いやりの心を育て、福祉への関心	業、赤い羽根共同募金運動の推進、認		
を高められるように働きかけます。	知症サポーター養成講座の実施		
また、赤い羽根共同募金運動を通して、	等		
助け合いの仕組みが広がるように働きかけ			
ます。			

【町民・地域に期待される取り組み】

- ・町や町社協で開催する人権教育講座、地域福祉に関する講座、講演会等に積極的 に参加しましょう。
- ・福祉学習や体験の機会に参加しましょう。



車いす体験

基本施策3 地域福祉を担う人材の育成・支援

【施策をめぐる背景】

地域福祉活動は、自治会などの地域団体やボランティア団体だけでなく、国から委嘱される「民生委員・児童委員」「保護司」や、講習等により育成を図る「ゲートキーパー」、「認知症サポーター」など、様々な担い手により行われていますが、地域福祉課題が複雑化する一方で、人材不足の状況があり、育成・支援を進める必要があります。

【施策の方向】

地域福祉課題の改善・解決を図るためには、地域福祉活動に取り組む担い手を確保することが重要です。住民が持っている知識や経験、思いを活かすことができるよう、養成講座やフォローアップ講座などにより、継続的な育成・支援を進めます。

【町の主な取り組み】

取り組み	内容
地域活動団体等	地域住民が進んで参加するような魅力的な運営が展開される
への支援	ように様々な地域活動団体を支援することで、将来、地域活動
	の担い手となる人材の育成・確保を促進します。
各分野リーダー	地域において、支援が必要な方に対する理解者を養成するた
養成講座の開催	めに講座を開催し、人材育成に努めます。
各種相談員の人	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、保護司、人権
材確保	擁護委員、行政相談委員は人材不足や高齢化が進行しています
	が、候補者の発掘等、人材確保・育成に努めます。

【町社協の主な取り組み】

HΩ	١. ا	糸	П	ュ
ДX '	,	ボ	н	ന

地域住民の主体的な活動や思いを活かす ことができるように、ボランティア活動団 体、福祉関係団体、その他地域で活動する 各種団体等の支援を行います。

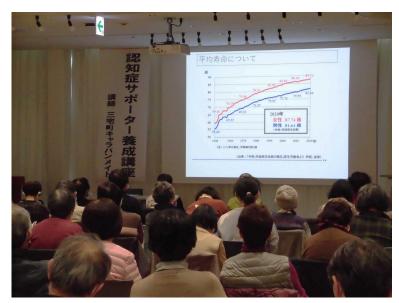
また、ボランティアセンターの運営を通し、地域における困りごとと活動者のマッチングや新規の支援者の掘り起こしができるような仕組みづくりや、ボランティア活動に親しみを持ってもらえるような取り組みを行います。

事業例

ボランティアセンターの運営、福祉関係団体等の活動支援、生活支援コーディネート業務、認知症サポーター養成講座の実施 等

【町民・地域に期待される取り組み】

- ・自ら地域福祉活動の担い手であることを認識し、積極的に地域活動に参加しましょう。
- ・自分の知識や経験を地域活動やボランティア活動に生かしましょう。



認知症サポーター養成講座

基本目標2 「つながり、支え合う」まち、みやけ

基本施策4 「居場所、交流の場」機能の強化

【施策をめぐる背景】

本町では、「三宅町保健福祉施設あざさ苑」や「三宅町交流まちづくりセンターMii Mo」を中心として、地域の公民館、集会所などを含め、「居場所、交流の場」づくりの取り組みを進めています。コロナ禍により、孤独・孤立が重要な課題となる中、「居場所、交流の場」の機能を強化し、誰ひとり取り残さない、人と人とのつながりが生まれる取り組みを進めていく必要があります。

【施策の方向】

住民同士がつながるためには、人と人とが知り合い、交流することが重要です。子どもから高齢者までの多様な世代や様々な人がつながれるよう、楽しく活動や交流ができる「居場所、交流の場」の提供や運営を支援します。

【町の主な取り組み】

取り組み	内容
障がい者の居場	町社協に対して、障がい者への生涯学習活動の支援をするこ
所、交流の場づく	とにより、学びの機会、居場所、交流の場づくりを支援します。
りの支援【新規】	
高齢者の居場所、	高齢者が活動できる場所の提供をすることで運営支援を行
交流の場づくり	い、福祉の向上を図ります。
【新規】	介護予防体操「みやけますます元気体操」の普及啓発を通し
	て、住民主体の居場所づくりを推進します。
高齢者の活躍の	高齢者の就業の場の一つである「磯城郡シルバー人材センタ
場への支援	一」の運営助成することによって、高齢者の活躍の場を支援し
【新規】	ます。
認知症高齢者・介	認知症高齢者や介護する家族、地域の人や専門家等が集まり、
護者の居場所づ	情報交換や相互支援を行う「認知症カフェ」を行う団体や個人
くり【新規】	の後方支援を行います。
中高生の居場所	中高生世代が放課後や休日に安心して過ごせる居場所づくり
づくり【新規】	を推進します。
子どもの居場所	小学生を対象とする学童保育や子どもの体験教室等の充実に
と親の交流の場	より、子どもの居場所づくりに取り組みます。
づくり【新規】	また、同年代の子を持つ親同士の交流を促進し、地域におけ
	る子育てを支援します。

取り組み	内容
親子・保護者の交	親子の交流の場づくりを行い、安心して子育てできる環境整
流の場づくり	備を図り、就園前の子どもを育てる保護者同士が交流できる機
【新規】	会を提供します。
新しい交流まち	子どもも大人も自分ごととして関わり、まちのみんなができ
づくりを育む拠	ること・やりたいことを積み重ねながら、三宅町の未来を育む
点づくり	まちの拠点づくりを行います。
あざさ苑の交流	引き続き、あざさ苑の管理委託を含め、あざさ苑を活用して
機能の確保	住民の居場所、交流の場を確保していきます。
【新規】	

【町社協の主な取り組み】

- 3 (Em)	
取り組み	事業例
誰もが住み慣れたまちで安心して生活	ふれあい食堂の開催、子ども教室の開
できるよう、地域における居場所や多世代	催、フィットネスオアシスの運営、障
が交流できる場の提案や実施に向けた支	害者文化交流事業、あざさ苑の指定管
援などを行います。	理業務、みんなの保健室の実施、きら
	めきクラブの実施、地域リハビリテー
	ション活動支援事業 等

【町民・地域に期待される取り組み】

- ・集いや交流の場に積極的に参加しましょう。
- ・幅広い世代との交流を持つよう心がけましょう。
- ・自治会等で、みんなで気軽に集える場や機会をつくりましょう。
- ・子どもから大人まで、みんなで地域の集いの場づくりを進めましょう。





基本施策5 地域での見守り、助け合いの促進

【施策をめぐる背景】

家族構成やライフスタイルが変化し、地域における人と人との関係が希薄化する傾向 にあります。また、災害時の自主防災活動にも、平常時からの備えや関係づくりが重要 であり、日頃から、地域における見守り、支え合う関係の構築を図っていくことが求め られます。

本町では、石見、伴堂、上但馬、東屏風、但馬、屏風の6自治会で、自主的・組織的な小地域ネットワーク活動が展開され、地域の見守り活動や交流事業が実施されています。こうした活動の継続・発展を図るとともに、未実施地区への働きかけを行っていくことが望まれます。

【施策の方向】

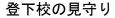
「おはよう」や「こんにちは」等のあいさつ運動の奨励や、小地域ネットワーク活動 の振興を通じて、地域での顔のみえる関係づくり、見守り、支え合う関係づくりを進め ます。

町の土な取り組み』	
取り組み	内容
あいさつ・コミュ	住民の方にあいさつし、困っている様子の方には声かけを行
ニケーションの	い、職員が手本になるように努めます。
充実	
要配慮者への見	高齢者、障がい者など配慮の必要な方に対してサービスを提
守り【新規】	供するとともに、関係機関や地域組織、事業所と連携して見守
	りを行い、緊急時には必要な支援につなげます。
	徘徊のおそれのある高齢者の事前登録を行い、二次元バーコ
	ードシールを配布することによって、地域全体で見守りを行う
	体制を構築します。また認知症徘徊検索GPS機器について、
	初期費用等の一部を助成します。
	高齢または、障がい等の理由により家庭からごみ集積場まで
	のごみ出しが難しい方に戸別に訪問し、ごみの収集と安否の確
	認を行います。
見守り活動の担	ゲートキーパーを養成し、見守り活動の担い手の養成に取り
い手の養成	組みます。
【新規】	認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座を開催し、
	見守り活動の担い手の養成に取り組みます。

取り組み	内容
地域における見	地域住民や地域活動団体が取り組んでいる様々な見守り活動
守り活動の支援	を支援します。
【新規】	

取り組み	事業例
地域の困りごとを受け、住民と協働し、見	小地域ネットワーク活動推進事業、
守り・助け合える仕組みづくりを推進します。	生活支援コーディネート業務、災害
また、災害時における支援活動である、災	ボランティア支援事業、独居高齢者
害ボランティア及び災害ボランティアセンタ	への戸別訪問 等
一の仕組みを広め、普段からの準備や見守り、	
助け合える関係づくりを推進します。	

- ・地域の見守り活動に積極的に参加しましょう。
- ・日常生活で声を掛け合う地域づくりを進めましょう。
- ・隣近所で気にかかる人や家庭があれば、地域の見守り活動につながるよう情報提供し、地域の見守り活動に協力しましょう。
- ・「学校見守り隊」の活動に気軽に参加しましょう。





基本施策 6 地域住民活動の活性化

【施策をめぐる背景】

自治会や自主防災組織、老人クラブなどの地域コミュニティ活動、ボランティア活動・NPO活動は、住みよい生活環境の維持や地域生活課題の改善・解決に不可欠な重要な活動です。

会員の減少や役員の成り手不足といった課題を抱える団体も少なくありませんが、アンケート結果からも、ボランティア活動に住民の高い参加意欲がうかがえるとともに、「三宅町交流まちづくりセンターMiiMo」での新しい活動も芽吹いていることから、活動の活性化を図る施策を展開していくことが期待されます。

【施策の方向】

水害や南海トラフ地震などに備える自主防災、アザサやヤエザクラによる景観形成、「三宅ますます元気体操」などによる地域介護予防など、地域コミュニティ単位での既存の住民福祉活動の継続・発展を支援するとともに、新しい活動の育成を図っていきます。

取り組み	内容
地域活動団体な	自治会や老人クラブ、婦人会など、地域活動団体への参加を
どへの参加促	促進するため、地域組織の必要性とその活動の有効性を啓発し
進・活動支援	ていきます。
	また、町や町社協、事業所等が一体となって、自治会や老人
	クラブ、婦人会等の地域活動団体の活動支援をします。
	「三宅ますます元気体操」を通して健康づくりや介護予防を
	目的に自主活動する団体に対して講師を招き、活動支援をしま
	す。
子どもへの支援	子ども・子育て支援を目的とした活動を行う団体への支援を
や子育て支援を	通して、地域ぐるみで子育てを応援する町づくりを推進します。
目的に活動する	
団体への支援	
【新規】	
コミュニティ助	宝くじの収入等を財源に一般財団法人自治総合センターによ
成事業【新規】	り実施されている助成事業について、本町の自主的なコミュニ
	ティ活動での活用を図ります。

取り組み	内容
タウンミーティ	住民主体のまちづくりを推進するため、町と住民等が直接意
ング・まちづくり	見交換する多様な対話の場を設け、町政に対する住民の理解を
トーク・Mラボの	深めるとともに、まちの課題解決のための話し合いの機会を提
開催【新規】	供します。

取り組み	事業例
少子高齢化や生活スタイルの多様化によ	ボランティアセンターの運営、小地域
り、変動する地域の課題や住民活動に対し、	ネットワーク活動推進事業、福祉関係
誰もが生きがい・やりがいを持って地域活	団体の活動支援 等
動を行えるよう、ボランティア活動や地域	
活動、福祉関係団体などの住民活動を支援	
します。	

- ・「広報みやけ」や「町ホームページ」等により、本町で活動する地域活動団体に ついて理解を深めましょう。
- ・興味のある活動や自分の経験がある活動等に積極的に参加しましょう。



地域活動(体操)の様子

基本施策 7 地域福祉を支える関係機関や団体との連携強化

【施策をめぐる背景】

地域福祉は、住民が主体となって様々な関係機関や団体とともに進めていくことが求められ、地域福祉を支える関係機関や団体には、福祉事業所や福祉団体、国・県の機関など、様々な機関・団体があります。

町や町社協は、地域福祉を推進するために様々な関係機関と連携を図り、住民を支援 していくことが大切です。

【施策の方向】

地域住民の福祉ニーズを把握し、必要な支援に結びつけていくためには、関係機関や 団体と連携し、分野横断的なネットワークを構築することが重要です。

地域ケア会議、磯城郡地域自立支援協議会など、様々な機会を通じて、関係機関や団体との連携・協調に努めます。

则の主な取り組の】	
取り組み	内容
ネットワーク機	各種会議や協議会等、地域組織と町や町社協及び各関係機関
能の構築・充実	によるネットワークを構築し、福祉に関する情報共有や連携の
	強化を図り、地域課題の把握や分野を超えた支援体制をつくり
	ます。
広域連携の充実	磯城郡内の障害福祉事業所等が加入する、磯城郡地域自立支
【新規】	援協議会を活用し障害福祉分野にて広域連携の充実を図りま
	す。
	介護と医療の両方を必要とする高齢者が、地域での生活を継
	続するため、国保病院圏域4町や東和医療圏域において、ネッ
	トワーク構築や研修等を実施し広域連携の充実を図ります。
町社協との連携	本町の地域福祉を推進する中心組織である町社協との連携を
強化	強化し、体制づくりを支援することで、地域福祉活動の推進に
	努めます。
「認定NPO法	信仰等に関係なく、おすそわけを通じて子育て家庭を支援す
人おてらおやつ	る全国ネットワークである「おてらおやつクラブ」と連携し、
クラブ」との連携	ひとり親家庭の生活支援を行います。
協定の推進	
【新規】	
生活困窮者支援	生活困窮者からの相談については、必要に応じ、奈良県中和・
に関する連携	吉野生活自立サポートセンター等の関係機関と連携し対応しま
【新規】	す。

取り組み	事業例
町内で活躍する関係機関や団体、行政との	ボランティアセンターの運営、小地
連携を図り、話し合いを持ちながら、地域で	域ネットワーク活動推進事業、福祉
の課題を共有し、連携強化を行います。	関係団体の活動支援、災害ボランテ
	ィア支援事業、ケアマネ会議の実施、
	地域ケア会議の実施等

- ・各団体同士で積極的な交流を図り、連携・協働の機運を高めましょう。
- ・地域の団体などの連携により、組織的な地域福祉活動を行いましょう。



基本目標3 「安心・安全に暮らせる」まち、みやけ

基本施策8 包括的かつ多機関協働による相談・支援体制の推進

【施策をめぐる背景】

三宅町では、保健福祉関係課、町社協をはじめとする関係機関を含め、それぞれで分野ごとの相談支援を行い、複合的な課題を抱える世帯に対しては、随時、関係課・関係機関と担当者同士が連携し、対応にあたっています。しかし、この方式は、法令ごとに細分化、専門化された相談形態として機能していますが、複合的な課題の解決につなげにくいデメリットがあります。

【施策の方向】

分野ごとの相談支援を基本としつつ、複合化したニーズをとらえ、必要な支援をコーディネートする「相談支援の『包括化』」を推進します。

また、「困っているのに相談に来られない方」へのアウトリーチ型相談(訪問相談)を 展開するとともに、多機関協働の支援会議などを通じて、複合的な課題の把握と対応に 努めます。

取り組み	内容
包括的な相談支	複雑化・複合化した福祉課題等にも対応できるよう、庁内各
援体制の構築	課や町内外の各種相談機関と連携し、包括的な相談支援体制を
	構築します。
重層的支援体制	包括的な相談支援体制やアウトリーチ等による継続的支援、
整備事業の創設	就労や居住等の社会とのつながりをつくる支援、地域の交流や
【新規】	居場所づくり等の事業を一体的に取り組むことで、複雑化・複
	合化した支援ニーズや制度のはざま等の様々な課題に対して対
	応できる体制づくりを進めます。



取り組み	内容
子ども家庭総合	子ども家庭総合相談窓口を設置し、保健師、社会福祉士、公
相談窓口の設置	認心理師が子育てや子どもの発達、虐待等に関する相談を受け
	付け、子どもの健やかな成長をサポートします。
高齢者相談窓口	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けていく
の設置【新規】	ことができるように、介護・福祉・保健・医療など、様々な面
	で包括的に支援するための総合相談や地域ケア会議等を実施し
	ます。
障がい福祉分野	障がい者が自立した生活を営むことができるよう、対象者や
における相談・支	その家族等からの相談に応じ、必要な援助を行います。
援体制の強化	
【新規】	
教育分野におけ	不登校対策、引きこもり対策、無戸籍児童対策、要保護児童
る相談・支援体制	地域連絡協議会を通じた児童虐待などの包括的な相談体制支援
の強化【新規】	の構築を推進します。

取り組み	事業例
地域における様々な課題や困りごと	総合相談事業、生活支援コーディネー
に対応するため、行政や関係団体など	ト業務、生活福祉資金貸付事業、フー
と協働し、高齢・障がい・児童・困窮	ドレスキュー事業、子どもの「心と学
などの枠にとらわれず、相談者を包括	び」サポート事業・ここあ (COCOA)、
的に支援できる体制の推進に取り組み	日常生活自立支援事業、ケアマネ会議
ます。	の実施、地域ケア会議の実施、みんな
	の保健室の実施、物忘れ相談会の実施、
	高齢者とその同居の子の相談 等

- ・相談機関についての正しい知識、理解を身につけましょう。
- ・どこに相談すればよいかわからない時は、一人で悩まず役場窓口を訪ねるように しましょう。
- ・悩みを抱えている人、生活に困窮している人を見かけたら、町社協や民生委員・ 児童委員、その他相談機関を紹介しましょう。

基本施策 9 情報提供の充実

【施策をめぐる背景】

福祉に関する情報提供は、職員による対面での相談等や「広報みやけ」「社協だより」など紙媒体が基本ですが、近年は、ホームページや電子メール配信サービス、SNSなどの活用も進めています。また、令和3(2021)年9月のデジタル庁発足を契機に、国では、自治体DXの推進による行政サービスの向上を図っており、福祉分野においても進めていく必要があります。

【施策の方向】

地域にどのような制度・サービスがあるのか住民へ広く周知し、必要な人が必要なと きに情報を手に入れられるよう、既存の媒体の活用を図るとともに、デジタル技術、A I技術などを活用した効果的な情報提供・情報発信手段の導入を検討していきます。

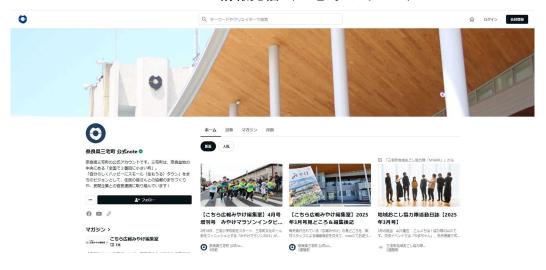
回の工な状で配びる	
取り組み	内容
分かりやすい情	広報誌、ホームページ、冊子、パンフレット等を活用し、積
報提供	極的な情報提供を行うとともに、分かりやすい情報の提供に努
	めます。
様々な情報媒体	広報誌やホームページだけではなく、電子メール配信サービ
の活用による情	スやSNSなどの様々な媒体やDXを活用した情報提供を行う
報の発信【新規】	ことにより、誰もが福祉に関する情報を容易にかつ速やかに手
	に入れられるよう、情報提供の充実に努めます。
必要とされる方	町社協や地域組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、
に情報が届く体	関係機関とも連携して、一般住民をはじめ、高齢者、障がい者、
制づくり【新規】	子ども・子育て家庭、生活困窮者等、情報を必要とされている
	方に情報が行き届くように努めます。
	教育相談室「G-LOVE(グラブ)」の相談員やスクールソーシャ
	ルワーカーにより関係機関と連携し、不登校児童・保護者等へ
	のアウトリーチを行い、必要とする情報提供を行います。

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
取り組み	事業例	
ボランティアや福祉の情報、困りごとを相談	社協だよりの発行、SNSの活用、	
できる場所、地域で行われている福祉活動など	ホームページの充実 等	
の必要な情報を、社協だよりやホームページ、		
SNSの発信などにより、誰もが情報を受け取		
ることができ、関心が持てるよう、情報収集・		
発信に取り組みます。		

【町民・地域に期待される取り組み】

- ・「広報みやけ」や「町のホームページ」などを通じて、町の福祉情報を積極的に 把握しましょう。
- ・自らが入手した福祉に関する情報を、近隣で情報を必要としている人にお知らせ しましょう。

SNSでの情報発信(三宅町公式 note)



社協だより



基本施策10 地域生活を支えるサービスの充実

【施策をめぐる背景】

要介護状態や障がいなど、支援が必要な人への福祉サービスは、介護保険法や障がい者総合支援法、子ども・子育て支援法などに基づくフォーマルサービスが発展していますが、それらだけでは、多様な福祉ニーズをすべて満たすことはできず、住民互助的なインフォーマルサービスによる補完が重要です。

【施策の方向】

介護保険事業計画や障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などに基づき、福祉 サービスの提供体制の確保に努めるとともに、地域公共交通タクシー利用料金補助券交 付など、経済的支援制度を引き続き推進します。

また、地域団体の生活支援ボランティアの取り組みなど、住民互助的なインフォーマルサービスの育成・強化を図るとともに、住民自身による新たな生活支援サービスの研究を支援していきます。

人々が住み慣れた地域の中で安心して生活するため、高齢者、障がい者、子育て世帯 等に対する各種福祉サービスについて、必要なときに適切なサービスを受けることがで きるよう、サービス提供体制の充実と質の確保に努めます。

取り組み	内容
高齢者・障がい 者・子育て支援等 の福祉サービス	各種分野別福祉計画を定期的に見直し、これらの計画に従っ て各種福祉サービスの充実を図ります。
の充実	
移動支援の充実	運賃の一部を補助することにより、タクシー利用者の経済的
	負担を軽減し、町民の交通手段の確保を行います。
買い物支援の充	移動販売、宅配、配食サービス等の民間サービスの情報やボ
実	ランティアの支援等、高齢者の生活支援に関する情報提供(チ
	ラシ配布、ホームページ等)を行います。
各種がん検診、特	各種がん検診、健康診査の受診時及び結果説明時に、検診(健
定健診・健康診査	診)や健康相談のみに関わらず日常生活について相談を受けた
のご案内及び結 果説明【新規】	場合は、必要に応じて関係機関につなぎます。
子育て家庭が安	子育て家庭が地域で孤立することがないよう、交流の場を提
心して子育てで	供し、親子の交流を促進します。
きるよう環境提	
供【新規】	

取り組み	内容
高齢者の福祉サ	高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、サ
ービスの充実	ービスの充実を図ります。
障がい者の福祉	障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、
サービスの充実	サービスの充実を図ります。
生活困窮者の自	相談者の状況に応じて、町社協や奈良県中和・吉野生活自立
立支援【新規】	サポートセンターにつなぎ、生活困窮者自立支援制度(「自立支
	援プラン」作成、住宅確保給付金など)を活用し、総合的な自
	立支援につなげます。

(四) 作工(2007) 土(なり入) (1107)	
取り組み	事業例
住み慣れた地域の中で安心して生活がで	福祉機器等貸出事業、福祉活動等車
きるよう、車いす等の福祉機器や、地域活	両貸出事業、フィットネスオアシス
動・ボランティア活動等に活用できる機器・	の運営、障害者文化交流事業、生活
車両の貸出、生活における困りごとに対する	支援コーディネート業務、ケアマネ
支援を行います。また、誰もが楽しみを持っ	ジャーによる介護相談やサービス調
ていつまでも元気で暮らせるように、フィッ	整等
トネスの運営や教室の開催などを行います。	
さらに、地域の声を聞き、生活に関する困	
りごとを一緒に考え、解決に向けた取り組み	
を住民と協働して行います。	

- ・日頃から、子育てや介護を援助してもらえる親族 や知人との協力関係を築きましょう。
- ・福祉に関する制度やサービスへの正しい理解を、 積極的に深めましょう。
- ・身近に支援を必要とする人がいる場合には、民生 委員・児童委員や町などにつなげ、適切なサービ ス利用につなげましょう。
- ・ごみを出してほしい、子どもをみてほしいなどと いった地域の人の支援ニーズを知り、できること がないか、一緒に考えましょう。



基本施策11 権利擁護の推進(三宅町成年後見制度利用促進計画を包含)

【施策をめぐる背景】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方の権利を擁護するために、町社協が実施する福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があり、必要とする方へこれらの制度を利用できるよう、普及が求められます。

本町では、成年後見制度に関する広報や相談を行うとともに、法定後見制度の利用が必要であるにも関わらず申立人がいない方については、家庭裁判所へ成年後見制度の申し立てを行っています。

成年後見制度等の区分	成年	後見	.制度	等の	区	分
------------	----	----	-----	----	----------	---

制度区分	制度の概要	区分	対象となる方	支援者
	判断能力が不十分となった		判断能力を常に欠く状態にあ り、日常の買い物も一人では難 しい方	成年後見人
成年後見制度 の法定後見制 度	ることにより、後見人等を選 任する制度です。本人の判断 能力の状態によって3つの	保佐	日常の買い物は一人でできる が、重要な財産の管理などは難 しい方	保佐人
	区分に分類されます。	補助	重要な財産の管理などを一人で 行うことに不安がある方	補助人
成年後見制度 の任意後見制 度	将来、判断能力が低下した時に備えて、財産の管理や施設への入所など の身上に関する事柄を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじ め選び、公証役場でその支援の内容と方法を契約(任意後見契約)する 制度です。			任意後見人
日常生活自立支援事業	判断能力の低下した人が地域の福祉サービスを円滑に利用できるように 支援する制度です。 〔実施内容〕 ① 福祉サービスの利用援助 ② 郵便物などの確認や手続きなどの同行及び代行 ③ 金銭管理の相談や支払いなどの同行及び代行 ④ 通帳や印鑑などの重要物品の預かり			

高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者暴力、職場におけるハラスメント(嫌がらせ)などに対し、それぞれ個別法が整備され、国民の通報義務や、福祉関係者の見守り活動への協力、市町村における支援措置などが制度化されています。

こうした様々な虐待・ハラスメントに対し、関係機関が連携し、防止対策を一層推進 していく必要があります。

【施策の方向】

判断能力が不十分な状態であっても、地域で自立して暮らしていけるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用促進を図ります。

成年後見制度の利用促進に向けては、権利擁護支援が必要な人が、成年後見制度を本 人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネット ワークを構築します。

また、虐待などの人権侵害を早期に発見し、関係者・関係機関が連携しながら、権利 擁護を行うため、高齢者虐待防止ネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会などの ネットワークの強化に努めます。

取り組み	内容
成年後見制度の	成年後見制度の利用を必要とする者に、身近に申し立てを行
利用促進	う親族がおらず、経費や報酬の負担が困難である場合に、町長
	が利用の開始審判の申し立てを行い、その際に必要となる費用
	について助成することで利用促進を図ります。
	成年後見制度の周知・啓発を行い、成年後見制度の利用を促
	進します。
	地域における権利擁護支援推進のための「地域連携ネットワ
	ーク」を構築し、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思
	や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う「チーム」、「チー
	ム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を
	行う「協議会」、地域における連携・対応強化の推進役を担う「中
	核機関」を段階的に設置します。
虐待防止の推進	高齢者虐待に関する通報・相談に対応し、養護者支援を行い
	ます。
	また、ケース会議を開催し、年1回高齢者虐待防止ネットワ
	ーク運営協議会を開催します。

取り組み	内容
虐待防止の推進	障がい者虐待の発生時は、関係部署・機関・事業所等が集ま
(続き)	ってケース会議を開催し、情報共有と対応の検討を行います。
	子育て家庭における困難事例が発生した際には、関係部署・
	機関の担当者でケース会議を開き、情報の共有と各機関におけ
	る役割の明確化を図ります。
	虐待や環境、経済的理由などにより居宅での養護、または介
	護が困難な方に対して、養護老人ホームなどへの入所措置を図
	ることにより、虚弱高齢者等またはその家族の生活の安定を図
	ります。
	要保護児童対策地域協議会、いじめ問題対策連絡協議会、教
	育相談室「G-LOVE(グラブ)」など、相談支援体制を構築すると
	ともに、関係機関と連携した支援を提供します。

取り組み	事業例
誰もが自分らしく、安心して生活で	日常生活自立支援事業、成年後見の申し立
きるように、権利擁護の取り組みを通	て支援、成年後見制度につながるまでの各
して、他機関と協働して、一人ひとり	種手続きや金銭管理支援、身寄りのない高
の権利を守られるように支援します。	齢者の手続き支援、高齢者虐待対応等

- ・成年後見制度について正しい知識を身につけ、適切 に利用しましょう。
- ・安心して暮らしていくためには、どんな制度が必要 か、一緒に考えていきましょう。
- ・虐待に対する正しい知識、理解を深め、隣近所のつながりを持ち、日頃から互いに見守り意識を高めましょう。
- ・虐待の疑いを見つけたら、すぐに関係機関に連絡し ましょう。



基本施策12 再犯防止の推進(三宅町再犯防止推進計画を包含)

【施策をめぐる背景】

再犯者は、罪を償って矯正施設を出所し、立ち直って社会に復帰しようとしたものの、 社会経験の不足や高齢・障がい、貧困、周囲の理解不足等の理由により、住居や就労先 を確保できなかったり、社会に受け入れられずに息苦しさを感じて、再び犯罪を犯して しまうという悪循環におちいっています。このため、全国の刑法犯検挙者数は減少傾向 にあるものの、総数に占める再犯者の割合は依然として高く、奈良県においても5割近 くで推移しており、再犯防止の取り組みを進めていく必要があります。

【施策の方向】

磯城地区保護司会など関係機関・団体の協力を得て、社会を明るくする運動等による 啓発活動を進めるとともに、犯罪をした人の多くは、仕事・住居・生活費・健康状態・ 修学・社会的孤立等の問題を抱えていることから、福祉的な施策を織り交ぜて円滑な社 会復帰を促進していきます。

取り組み	内容
「社会を明るく	再犯防止の取り組みには住民の理解と協力が不可欠であるこ
する運動」の推進	とから、犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する「社会を明る
【新規】	くする運動」の推進をはじめとする広報・啓発に取り組みます。
更生保護活動の	犯罪をした者等に対する、保護司会等の更生保護関係の支援
充実【新規】	者・団体が展開する相談・就労支援等の充実と、更生保護関係
	の支援者・団体と民生委員・児童委員や町社協等との連携を図
	ります。
	また、更生保護に携わる保護司会等の更生保護関係の支援
	者・団体の活動を支援します。

取り組み	事業例	
誰もが安心して生活できる地域づくりの推進を	総合相談事業、小地域ネットワ	
図り、誰もが孤立することない地域を目指し、地	ーク活動推進事業 等	
域や関係機関、福祉関係団体などに働きかけます。		

- ・犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちへの理解を深めましょう。
- ・非行を生まない地域社会をつくるため、地域全体で子どもたちを見守りましょう。
- ・支援を必要としている身近な人に対し、生活情報の提供、困りごとへの相談、ちょっとした生活支援行動など、思いやりの支援をしましょう。





更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん(法務省)

基本施策13 地域ぐるみの生活安全対策の強化

【施策をめぐる背景】

南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念されるとともに、特殊詐欺など、安心生活をおびやかす事件が社会問題となっており、住民が事件や事故に巻き込まれず、 大規模災害等が起こっても生命・身体・財産を守れるよう、地域ぐるみで生活安全対策 を強化していく必要があります。

【施策の方向】

あいさつ・声かけ・見守りによる人のつながりづくりを基本に、地域ぐるみで自主防 災・自主防犯体制の強化に努めます。

地域において、要介護高齢者、障がい者、妊産婦・乳幼児など要支援者の状況を把握するとともに、一人ひとりに対する支援者・支援策を地域で協議して定め、平常時の自主防災活動等を通じて支援の実効性を高める取り組みを促進していきます。

町社協では、災害時に応急対策活動を担う「災害ボランティア」の登録事業を進める とともに、災害時に適切に「災害ボランティアセンター」を開設できるよう、設置・運 営訓練等を計画的に実施します。

取り組み	内容
防災対策の推進	災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよ
【新規】	う、避難行動要支援者名簿を整備し、一人ひとりに対する個別
	避難支援計画の作成を行います。
	地域における防災体制を強化するため、必要な資機材の購入
	や防災備品の充実を図るとともに、防災訓練の実施を通じて、
	自主防災組織の活動を支援します。
防犯対策の推進	高齢者における詐欺被害の軽減を図るため、特殊詐欺等防止
【新規】	機能のついた電話購入における費用の一部を補助します。
	地域における防犯パトロールなどの活動を支援するととも
	に、誰もが実践可能な防犯活動を日常生活の中に加える取り組
	みを推進します。
	学校と地域が連携した小学生の登下校の見守り活動の支援を
	行います。

٠.							
	取り組み	事業例					
	誰もが安心して生活できる地域づくりの	安全・安心なまちづくり事業(いかの					
	推進を図るとともに、災害時の支援活動の	おすし防犯ブザーの贈呈)、災害ボラ					
	理解を広め、復旧支援活動である災害ボラ	ンティア支援事業、災害時の事業継続					
	ンティア活動の支援及び啓発を図ります。	計画(BCP)の作成と見直し 等					

【町民・地域に期待される取り組み】

- ・道に迷っている高齢者や障がい者を発見したら、声をかけ、手を差しのべ、警察 や町に連絡しましょう。
- ・防犯パトロールや交通安全パトロールなど、町民の防犯・安全活動に参加しまし よう。
- ・災害時の行動について、防災ガイドブックや「広報みやけ」等から情報を得て、 避難場所やお互いの連絡の取り方等、家族と話し合いましょう。
- ・いざという時に助け合いができるよう、隣近所との関係づくりをしましょう。
- ・日頃より要支援者との関係をつくり、要支援者への支援の仕方について理解する ようにしましょう。
- ・みんなで誘い合い、防災訓練に参加しましょう。



救命救急講習の様子

基本施策14 すべての人にやさしい福祉のまちづくり

【施策をめぐる背景】

公共空間のバリアフリー化をめぐっては、平成6(1994)年の建築物に対するハートビル法の制定、平成12(2000)年の交通バリアフリー法の制定、平成17(2005)年の国土交通省「ユニバーサルデザイン政策大綱」の策定といった経過を経て、物理的な障壁の除去やユニバーサルデザインの普及が大きく進みました。

一方、平成28 (2016) 年の障害者差別解消法の施行により、行政機関の「合理的配慮」が努力義務化され、令和6 (2024) 年4月からは民間事業者にも努力義務が課される中で、障がいのある人から、障壁の除去への意思表明があった時に、ハード面だけでなくソフト面での創意工夫も含め、過度な負担にならない範囲で改善していく地域づくりを進めていく必要があります。

さらには、在住外国人やLGBTQの人々などマイノリティへの差別・偏見をなくす 多様性を認め合う社会づくりを進める必要があります。

【施策の方向】

すべての人にやさしい「ユニバーサル社会」の実現を目指して、道路や公共施設など 公共空間の整備に際しては、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及に努めます。 また、障害者差別解消法の「合理的配慮」をはじめ、多様性を認め合う共生社会づく りに向けた意識啓発や実践活動を推進します。

取り組み	内容
バリアフリー	公共施設や歩道等について、改修や新設を行う際は、誰もが
化・ユニバーサル	利用しやすいバリアフリー化・ユニバーサルデザインの普及に
デザインの推進	努めます。
合理的配慮の推	様々な機会を活用し、障がいや合理的配慮への理解を深める
進	ための周知を行い、障がいを理由とした差別や障がい者の生き
	づらさの解消を図っていきます。
	また、合理的配慮の視点から公共施設や町の事業の見直しを
	行います。
多様性を認め合	すべての人が年齢、性別等(性自認、性的指向などの概念を
う社会づくり	含む。)、国籍、障がいの有無等に関わらず、互いの多様性を尊
【新規】	重し、認め合うことで、地域社会で安心して暮らすことができ
	る社会の実現に取り組みます。

【町社協の主な取り組み】

内容	事業例
誰もが安心し、暮らしやすい町を目指し、住民一人ひとりがお互いを理解し、 様々な特性や考えを受容でき、支え合う地 域づくりを推進します。	福祉出前講座等の実施、赤い羽根共同 募金運動の推進 等

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインの理念について理解しましょう。
- ・困っている人や助けを必要としている人がいたら、お手伝いしましょう。

町社協が5年間特に推進する重点項目

3つの柱に沿った町の取り組みと町社協の取り組みは密接に関連し、どれも重要な取り組みとなりますが、町社協では、その中でも住民主体の理念に基づき、以下の3つを重点項目として取り組んで参ります。

重点項目1 情報発信の強化

世代に関わらず、誰もが見やすく、必要な福祉情報が取得できるように、広報紙やホームページ、SNSなどの情報発信の強化を図ります。

重点項目2 地域福祉の関心の醸成

福祉講座の実施やボランティア・地域活動の活性化などにより、地域に関心を持ち、 身近な福祉を感じるとともに、つながりや支え合うことの大切さを醸成し、住民と協働 して地域福祉を推進します。

重点項目3 相談機能の充実

地域で生活する上での困りごとを、誰でも安心して相談できる環境を整えるとともに、 行政や関係機関との連携を図り、取りこぼしのない相談支援を目指します。

また、アウトリーチ型の相談を強化し、窓口だけでなく、自宅や地域活動への訪問による相談の実施など、多様な相談対応の実施を行います。

第5章 第2期自殺対策計画

1 自殺をめぐる社会背景

わが国の自殺者数は、平成15 (2003) 年の約34,000人から減少傾向で推移してきましたが、令和元 (2019) 年の20,169人で底を打ち、令和5 (2023) 年には21,818人に増加しています。

国では、このことを、主に新型コロナの影響によるものと分析し、近年の特徴として、 中高年男性が多い状況は変わっていないものの、女性や小中高生の自殺者数が著しく増加していることを指摘しています。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態におちいったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、自殺対策基本法に掲げられるとおり、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

2 本町の状況

厚生労働省の統計(「地域自殺実態プロファイル」)によると、平成30(2018)年から令和4(2022)年の5年間における本町の自殺者は9人で、男性が7人、女性が2人となっています。年齢別では、30代が1人、40代が2人、50代が3人、60代が2人、70代が1人です。職業は、4人が有職者、5人が無職で、自殺未遂歴は、ありが4人、なしが4人、不詳が1人となっています。自殺死亡率は、過去5年のうち4年は全国平均より高値です。

7T-01 07 L1 1/X L1 3/X 07 1 L1 1/2											
		平成 30 令和元 (2018)年 (2019)年		令和 2 (2020) 年		令和3 (2021)年		令和 4 (2022) 年			
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
三宅町	実数	1	1	2	1	2	0	0	0	2	0
二七叫	自殺死亡率	28	. 6	43	. 2	29	. 2	0.	0	30	. 1
全国	自殺死亡率	16	. 2	15	. 7	16	. 4	16	. 4	17	. 3

本町の自殺者数の推移

[※] 自殺死亡率は人口10万人あたり。

3 基本目標

本町では、人口規模と自殺者数から、数値を設定して目標値とするのではなく、「令和6 (2024) 年度までに自殺者数をゼロ(自殺死亡率0) にする」ことを第1期自殺対策計画で目標としてきました。

第2期自殺対策計画(令和7(2025)~11(2029)年度)においても、引き続き、自 殺者数ゼロを目指していきます。

4 施策の方向

(1)住民への啓発と周知

相談窓口や支援団体等の情報提供や、精神疾患等に関する偏見の解消を図るため、自 殺予防週間や自殺対策強化月間などの機会を中心に、紙媒体や電子媒体による広報活動 を進めます。

【主な取り組み】

取り組み	内容	
広報誌・電子媒体による広報	広報誌やホームページ、SNSなどを利用し広報活動	
	を行い、住民への周知と啓発を行います。	

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して孤独・孤立を防ぎ、支援する「ゲートキーパー」が重要な役割を担います。

特別な資格制度はありませんが、臨床心理士など専門職による養成研修を受けることで、活動を広げていくために有益であり、定期的な養成研修事業を進めます。

【主な取り組み】

取り組み	内容
「ゲートキーパー」の養成やフ	職員や民生委員・児童委員、住民等を対象に、心の健
ォローアップのための研修の	康や自殺に関する正しい知識等について理解を深める
実施	ための研修を開催します。

(3) 自殺要因の解消と生きる支援

こころや身体の病気、多重債務や生活苦、家族や職場の人間関係の不和など、自殺要因に対して、きめ細かな相談支援など、減らす取り組みを進めます。

また、自己肯定感、危機回避能力、信頼できる人間関係など、「生きることの促進要因」 に対して、孤独・孤立を防ぐ居場所づくりや再就職支援、不登校からの回復支援など、 高める取り組みを進めます。

【主な取り組み】

取り組み	内容
人権啓発相談	人権に関する専門相談員を配置し、多岐多様な人権侵
	害の早期発見と対応を目的とする人権相談を実施しま
	す。また、人権尊重意識の普及・高揚に努めるための啓
	発活動の一環として啓発冊子を発刊します。
犯罪被害者等支援	見舞金の支給により、犯罪被害者等基本法に基づき、
	犯罪被害者やその家族が安全で安心して暮らすことの
	できる地域社会の実現に寄与することを目的とします。
消費生活相談	消費生活相談窓口を開設し、消費生活相談体制の維
	持・充実、地域の消費者の安心・安全な消費生活の実現
	及び地域の活性化に寄与します。
教育相談	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
	等による相談や、教育相談室「G-LOVE (グラブ)」での
	相談などを行います。
「SOSの出し方に関する教	学校において、困難やストレスに直面したとき、誰に
育」の推進	どうやって助けを求めればよいか、具体的な方法を学ぶ
	と同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めても
	よいということを学ぶ教育を推進します。
産後ケア支援	出産、退院直後の心身ともに不安定な時期に、助産師
	等から育児のサポートやアドバイスを行います。
子育て世帯訪問支援	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々
	な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、訪
	問を行い、養育上の課題の軽減につなげます。
介護予防事業におけるうつ予	高齢者のうつ予防やとじこもり予防を目的に、訪問や
防・とじこもり予防の推進	通所などの事業を行います。
「居場所、交流の場」づくりの	様々な事業で町内に「居場所、交流の場」づくりを行
推進	い、孤独・孤立防止を進めます。

取り組み	内容
生活困窮者自立支援制度の活	相談者の状況に応じて、町社協や奈良県中和・吉野生
用	活自立サポートセンターにつなぎ、生活困窮者自立支援
	制度(「自立支援プラン」作成、住宅確保給付金など)
	を活用し、総合的な自立支援につなげます。
職員のメンタルヘルス対策の	ストレスチェックの実施などにより、職員の心身の健
推進	康の保持、メンタル不調の未然防止を図ります。

(4)地域におけるネットワークの強化

三宅町役場では、障害福祉を担当する住民福祉課を所管課に、精神保健や母子保健、成人保健を担当する健康子ども課、学校保健を担当する教育総務課、高齢者の地域包括ケアを担当する保険医療課などがチームで地域自殺対策を推進します。相談やアウトリーチ活動により、引きこもり、自傷行為など自殺のサインに気づいた際は、関係者による個別ケースワークを進め、専門機関等につないでいきます。

自殺件数の大幅増など、深刻な事態が発生した場合は、「自殺対策庁内推進会議」(仮称)、「自殺対策推進本部」(仮称)の設置など、全庁的な推進体制の構築を検討します。

庁外関係者との連携・情報共有については、地域ケア会議、磯城郡地域自立支援協議会、要保護児童対策推進協議会など、既存の協議体の活用を基本としますが、必要に応じて、自殺対策実務者ネットワーク会議(仮称)、自殺対策地域協議会(仮称)といった専門体制の組織化を図ります。

また、「奈良県自殺対策支援センター」(奈良県精神保健福祉センター内)による奈良県自殺対策連絡協議会の構成メンバーとして、関係機関との連携・情報共有を進めていきます。

【主な取り組み】

取り組み	内容
既存の会議体を活用した自殺	地域ケア会議、磯城郡地域自立支援協議会、要保護児
対策の個別検討	童対策推進協議会などで、自殺対策を個別に検討しま
	す。
全庁的な会議体の設置検討	必要に応じて「自殺対策庁内推進会議」(仮称)、「自
	殺対策推進本部」(仮称)の設置など、全庁的な推進体
	制の構築を検討します。
庁外関係者との連携会議の設	必要に応じて庁外関係者との連携会議の設置を検討
置検討	します。

5 重点支援

自殺対策計画では、重点支援施策を位置づけることが効果的であり、第1期計画では、 「生活困窮者・無職者・失業者に対する自殺対策の推進」と「勤務・経営問題に関わる 自殺対策の推進」を位置づけてきました。

第2期計画では、本町において、30代~50代の男性の自殺者が3分の2を占めていることから、「勤労世代の自殺対策の推進」を重点項目として取り組むとともに、子ども・若者育成支援の重要性から、「子ども・若者自殺ゼロの推進」を掲げます。

(1) 勤労世代の自殺対策の推進

勤労世代は、職場の人間関係や過労、仕事の失敗、失業など、仕事に関する様々なことに負担感を感じており、大きな自殺リスクとなっています。

このため、勤労世代が地域活動に関わり、地域に「居場所」を持つことで、気晴らしの機会を増やし、社会的な孤独・孤立の解消にもつなげていくとともに、長時間労働の是正やパワーハラスメント防止など「働き方改革」の事業所等への周知・啓発を図ります。また、無職の人や失業している人が経済的自立の見通しが立てられるよう、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター等の関係機関と連携し、きめ細かな相談支援を推進していきます。

(2)「子ども・若者自殺ゼロ」の推進

令和5(2023)年の全国の小中高生の自殺者は513人と、過去最多であった前年に続き、 高止まりとなっています。国では、子どもの自殺対策に関し、専門の部局を新設すると ともに「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を策定しており、本町においても取り組み を強化していく必要があります。

このため、学校において、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進するとともに、登下校時の見守りから、学校行事への参画・協力まで、地域と共に歩む学校づくりを推進します。また、悩みを抱える子ども・若者が公的な相談を受けやすい環境づくりを進めるとともに、子ども・若者の地域での「居場所」づくりを進めます。

第6章 推進に向けて

1 計画の推進体制

地域福祉は、地域住民をはじめ、町社協、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉事業所、学校、企業などすべての人・団体が活動の担い手となります。

これらの人や団体が地域の課題解決に向けた情報交換を行い、自らの活動に生かしていくことができるよう、既存の会議体で地域福祉をテーマとして協議を定期的に進めるとともに、必要に応じて、地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進に関する会議体の設置・運営を図ります。

2 計画の周知・普及

地域福祉を推進・強化するためには、本計画が目指す方向性や取り組みについて、幅広く理解を得ることが不可欠であり、広報紙やホームページ等を通じて、本計画を広く 周知し、普及に努めます。

3 計画の進行管理・評価

本計画は、施策の進捗状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて、適宜見直し等を 行う「PDCAサイクル」によって、取り組みの着実な推進に努めます。

計画の策定(P) 見直し・改善(A) 基本理念や基本目標を定め、施策・ 評価結果を踏まえ、必要に応じて改善 事業の方向性を位置づけます。 (拡大・継続・縮小)を行います。 Plan Action PDCA サイクル Check Do 点検・評価(C) 計画の実行(D) 施策の進捗状況について点検・評価 策定された計画に基づき、施策を実 施します。 します。

PDCAサイクルのイメージ

参考資料

1 令和5(2023)年度「みやぼうプロジェクト会議」の参加者一覧

令和5(2023)年度「みやぼうプロジェクト会議」の参加者一覧(順不同)

所属等	氏名
アドバイザー(龍谷大学社会学部准教授)	川中 大輔
三宅町議会	森内 哲也
三宅町民生児童委員協議会	西口 久美子
三宅町自治会長会	寺田 良清
三宅町老人クラブ連合会	田上 靖洋
三宅町婦人会	寺田 豊子
三宅幼児園保護者会	中川 里美
三宅小学校PTA	水口 和哉
式下中学校PTA	池田 真由子
式下中学校PTA	森田 多恵子
三宅幼児園	大濱 幸枝
三宅小学校	森本 智士
式下中学校	中本 克広
三宅町ボランティア連絡協議会	植村 照子
三宅町社会教育委員会議	橋本 幹夫
社会福祉法人ひまわり	喜多 学志
三宅町社会福祉協議会	今中 弘一
三宅町社会福祉協議会	下谷 嵩之
三宅町役場 保険医療課	渡邉 愛子
三宅町役場 健康子ども課	松本 理恵

2 地域福祉計画策定委員会設置条例

〇三宅町地域福祉計画策定委員会設置条例

令和5年3月20日 条例第13号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、三宅町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定等に関する事項を調査審議するため、三宅町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・保健・医療関係者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募による町民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(仟期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が選出されていないときは、町長が招集する。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは 説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 9 月三宅町条例第 47 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 地域福祉計画策定委員会の委員名簿

三宅町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

所属団体	氏名
奈良県社会福祉協議会	足利 健二
三宅町社会福祉協議会	松井 繁佳
三宅町 健康子ども局	植村恵美
まつおかクリニック みやけ分院	藤本 洋和
三宅町民生児童委員協議会	西口 久美子
三宅町自治会長会	寺田良清
三宅町ボランティア連絡協議会	森内哲也
三宅町老人クラブ連合会	田上 靖洋
三宅町婦人会	寺田豊子
三宅幼児園保護者会	所 由佳
三宅幼児園保護者会	岩本 亜紗子
三宅小学校PTA	爲本 由佳理
三宅小学校PTA	小西 志保
式下中学校PTA	池田 真由子
式下中学校PTA	森田多恵子
奈良県障害者総合相談圏域支援事業 東和圏域マネージャー	廣田 英行
三宅町議会	川鰭 実希子
三宅町社会教育委員会議	今西 明

アドバイザー: 龍谷大学社会学部 准教授 川中 大輔

4 計画の策定経過

年月日	内 容	備考
令和5(2023)年10~11月	関係課による現行計画の検証	
令和5(2023)年10月17日	関係課・関係団体ヒアリングの実施	
令和5(2023)年12月9日	第1回みやぼうプロジェクト会議	第1期計画の庁内検証・評価の 報告等
令和5(2023)年12月 ~令和6(2024)年1月	アンケート調査の実施	
令和6(2024)年1月28日	第2回みやぼうプロジェクト会議	グループワークによる第1期 計画の基本目標 I ・Ⅱの検証
令和6(2024)年3月2日	第3回みやぼうプロジェクト会議	グループワークによる第1期 計画の基本目標Ⅲ・IVの検証
令和6 (2024) 年7月10~11日	関係団体ヒアリング(2回目)の実施	
令和6(2024)年8月17日	第1回策定委員会	グループワークによる計画骨 子案の検討
令和6(2024)年11月17日	第2回策定委員会	グループワークによる計画素 案の検討
令和6 (2024) 年12月27日 ~令和7 (2025) 年1月14日	パブリックコメントの実施	
令和7 (2025) 年2月2日	第3回策定委員会	計画原案の検討

5 用語説明

あ 行	
アウトリーチ	アウトリーチ(outreach)は、英語で「手を伸ばす」という意味。福祉の分野では、助けが必要であるにも関わらず自ら申し出ない人たちに対して、積極的に働きかけ、支援を届けることを指す。
アザサ	三宅町の町花。黄色い花が咲く浮葉植物で、三宅町では住民の 協力を得て、町内各所に水槽を設置してアザサを栽培し、景観 づくりを進めている。
アプリ	アプリケーションソフトウェア(application software)の略 称で、特定の用途や目的のために設計・提供されるコンピュー ターソフトのこと。
いかのおすし	<u>いか</u> ない、 <u>の</u> らない、 <u>お</u> おごえでさけぶ、 <u>す</u> ぐにげる、 <u>し</u> らせる、という、危険から身を守るための合言葉。
居場所	福祉の分野では、人とのつながりが希薄になりがちな人が、人 とふれあい、居心地がいいと思える場所のこと。日常生活の中 でそうした場所を持てない人に対し、無料や廉価で居場所を提 供することが、心身の健康増進や地域のつながりづくりといっ た公益的な役割を果たす。
A I (エーアイ)	アーティフィシャル・インテリジェンス(artificial intelligence)の略称で、人間の言葉の理解や認識、推論などの知的行動をコンピューターに行わせる技術、いわゆる人工知能の技術を指す。
SNS (IZIZIZ)	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略称。個人がインターネット上で双方向のコミュニケーションを行い、情報を共有したり、自己表現ができるサービス。
NPO(エヌピーオー)	民間非営利団体などと訳され、非営利で、自主的に公共的な活動を行う民間の組織、団体。ノンプロフィット・オーガニゼーション(Nonprofit Organization)の略称。
LGBTQ (エルジービーティ ーキュー)	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、 クエスチョニングの頭文字をとった言葉で、性的少数者を表す 総称。クエスチョニング(Questioning)は、生物的な身体に 基づく雌雄とは別に、自己のジェンダー(社会的性別)や性同 一性、性的指向を探している状態の人々を指す。
か 行	
学校見守り隊	学校の登下校中における事件・事故を未然に防止するための見 守りボランティア。

カフェ	福祉の分野では、地域の人たちが集まり、交流する居場所としての役割を担う場所の概念。常設の場だけでなく、イベント的なものも含まれる。「サロン」という言葉もあるが、明確な差はない。行政や社会福祉協議会の事業として、それらの呼称を用いて設置を推奨してきた経過がある。
行政相談委員	行政相談を受け、解決に向けた支援を行うボランティアで、総 務大臣から委嘱され、市町村に配置されている。
協働	立場が異なる者が、一つの目標に向かって、それぞれの特性を 生かして、役割分担しながら取り組むこと。
きらめきクラブ	地域包括支援センターが、介護予防への啓発として、運動・認 知機能低下予防・口腔機能向上・栄養改善を複合した介護予防 教室を実施する事業。
ケアマネ会議	介護サービスの調整を行う三宅町域のケアマネジャーが、月1 回地域情報の共有や情報交換、支援の相談などを行い、地域を 支えるネットワークを構築する会議。毎回テーマを決めて研修 も行っている。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、声かけ、傾聴、見守り、専 門機関の紹介など、必要な支援を行う人。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な人に代わって、援助者が権利の行使やニーズの表明の代理、代弁、支援 などを行うこと。
更生保護	犯罪や非行をした人を、社会の中で適切に処遇し、地域社会の 理解・協力を得て、これらの人たちが自立し、改善・更生する ことを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを 目指す活動。
合理的配慮	障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、 過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くため に必要な便宜のこと。
コミュニティ	同じ地域に居住して、共同の活動、共通の経験を通して結びついている人々の集団や社会のこと。今日では、情報化や交通の発達により、地縁に寄らないコミュニティも発達している。
さ 行	
災害ボランティア支援事業	災害に被災した際、復旧に向けた生活の立て直しの支援として 活躍する災害ボランティアの活動支援や活動の拠点となる災 害ボランティアセンターの運営について、普段より研修や訓練 を行うとともに、地域住民や関係団体、外部団体等とのネット ワーク化を図り、災害に備える事業。
災害ボランティアセンター	災害時に、被災地支援のボランティア活動を円滑に進めるための拠点。被災地域の社会福祉協議会が担うことが多く、被災地でのニーズ把握、ボランティアの受け入れ、調整などを行う。

GPS(ジーピーエス)	グローバル・ポジショニング・システム(Global Positioning System)の略称で、人工衛星のネットワークを使って、位置や 距離、時刻などを特定する測位システムのこと。
自主防災組織	地域住民が自主的に設置し、活動する防災組織。既存の自治会 組織を活用することが多いが、別に編成することもある。
自治会	集落程度の範囲で、地域の環境美化や祭りなど地域社会の維持・形成のための共同活動を行う自治組織。
自治体DX(ディーエックス)	地方自治体が情報通信技術を活用して業務効率化や生産性向上を進め、住民の利便性や行政サービスの向上を図る取り組みのこと。DXはデジタル・トランスフォーメーション (digital transformation) の略称で、デジタル変革などとも呼ばれ、従来の状態からの変革を伴うという積極的な意味がある。
児童発達支援	障がいがある、または発達が気になる未就学児が通所し、日常 生活スキルの習得や集団生活への適応などの支援が行われる 福祉サービス。
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たち の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わ せ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため の全国的な運動。
重層的支援体制整備事業	高齢者介護、障がい福祉など分野ごとの福祉サービスでは解決できない複合的な課題に対し、重層的な支援を行い解決を図るために、令和3(2021)年度から社会福祉法に位置づけられた事業。
小地域ネットワーク活動	市町村社会福祉協議会が支援する自治会単位の福祉活動。「小 地域福祉活動」など地域によって様々な呼称がある。
新型コロナウイルス感染症	令和元 (2019) 年 12 月に中国で確認されて以降、令和4 (2022) 年まで世界的流行(パンデミック)をもたらした気道感染症。 世界中で3億人以上が感染し、500万人以上が死亡した。
人権擁護委員	地域住民から人権相談を受け、問題解決を支援するボランティ ア。法務大臣から委嘱され、全国の市町村に配置されている。
ストレスチェック	組織の中で、ストレスに関する質問票に構成員が記入し、それを集計・分析することで、ストレスの状態を調べる検査。労働安全衛生法で常時50人以上の労働者を使用する事業者が労働者に対して行うことが義務化されている。
生活支援コーディネート業務	日常生活において困りごとがある高齢者が、住み慣れた地域で これからも暮らしていくために、困りごとを解決する方法を住 民と一緒に考え、仕組みづくりを支援するための事業。
生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくな るおそれのある人。
生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がい者、高齢者等に対し、生活に関する必要な相 談や貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の向上を 支える事業。

成年後見制度	判断能力が十分でない成年者が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度。本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、本人を不利益から守る。
スクールソーシャルワーカー	悩み等を抱える児童・生徒に対し、置かれた環境への働きかけ や、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法 を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職。
全員参加支援	誰もが互いに支え合う地域共生社会を実現するため、社会・組織の構成員全員が多様性を認め合い、社会的・組織的活動に参加しやすくなるよう支援していくこと。孤独・孤立の問題が顕在化する中で、その解消を図るために鍵となる概念である。
総合相談事業	高齢・障がい・子ども・困窮などの分野に関わらず、日常生活 における困りごとの相談を一緒に考え、寄り添った支援を行う とともに、必要な場合は関係機関などにつなぐ事業。
	た 行
地域ケア会議	地域包括支援センターが、支援困難ケースの検討会を実施し、 内容に応じて医療・介護・福祉やその他関連する専門職と課題 解決に向けた会議を実施する事業。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、 人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひと りの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活課題	地域生活を送る上で、個人や世帯が抱える課題。製品やサービスを購入して自助で解決したり、生活保護のような公助で解決することが基本であるが、それだけではすべての課題を解決できないため、地域福祉の取り組みにより共助での解決を目指す。
地域福祉	誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らし続けられるよう、地域住民、ボランティアグループなど多様な主体が参画・協働し、地域の様々な資源を活用しながら、地域生活課題の解決に取り組むこと。
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護だけでなく、保健、医療など様々な分野のケアを包括的に行う考え方や取り組みのこと。その推進のために、市町村が直営や委託により「地域包括支援センター」を設置している。
地域包括支援センター(包括)	三宅町からの委託を受けて町社協が運営を行っている事業所。 高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続 することができるよう、本人やその家族、地域住民の身近な相 談窓口として、保健・医療・介護・福祉など様々な面から包括 的な支援を行う。
地域リハビリテーション事業	地域包括支援センターが、高齢者が集まる団体や自主活動グループに向けて、運動・認知機能低下予防・口腔機能向上・栄養 改善を目的とした講座を実施する事業。

特殊詐欺	犯人が、親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませたり、個人情報を盗み取ったりして、犯人の口座に送金させる詐欺盗のこと。SNSで金融商品への投資や、異性との交際のあっせんを行うなど、様々な形態の詐欺が事件化している。		
な 行			
奈良県子どもの「心と学び」サ ポート事業・ここあ(COCOA)	生活困窮や家庭環境等、様々な暮らしにくさを抱える子どもに 対して、居場所づくりや学習支援を実施し、地域やボランティ ア、その他様々な交流を通じ、子どもに寄り添う事業。		
南海トラフ地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として 100~150年の周期で被害をもたらしてきた大規模地震。過去の 経過から、マグニチュード8クラスの大規模地震が20~30年以 内に高い確率で起こると予測されている。		
二次元バーコード	横方向にしか情報を持たない一次元コード(バーコード)に対し、水平方向と垂直方向に情報を持つ表示方式のコードのこと。二次元バーコードとも二次元コードとも言う。		
認知症	脳の機能が老化等に伴う病的な変化により低下し、日常生活 上、支障をきたした状態。認知機能障がい(物忘れなど)、精 神症状・行動障がいなどがみられる。		
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする活動で、認知症サポーター養成講座を受講した人。認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいる。		
	は行		
パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、 広く住民から意見や情報等を求める手続きのこと。		
バリアフリー	障がいのある方や高齢者など、様々な人が社会生活を送る上で 障壁となるものを取り除き、誰もが快適に過ごせるようにする ための取り組み。		
BCP(ビーシーピー)	ビジネス・コンティニュイティ・プランニング(business continuity planning)の略称。災害などの緊急事態が発生したときに、組織が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。		
引きこもり	厚生労働省の定義では、社会的参加(就学、就労、家庭外での 交遊など)を回避し、6か月以上にわたって概ね家庭にとどま り続けている状態。		
避難行動要支援者	災害時に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な 避難の確保を図るため特に支援を要する人。		
フードレスキュー事業	生活に困窮している相談者に対し、一時的な食糧支援を行うことで気持ちの負担の軽減を図りながら相談支援につなげる事業。		

フォーマルサービス・インフォ ーマルサービス	介護保険制度の通所介護(デイサービス)のように、専門のサービス事業所の専門人材による提供とそれに対する公費の充当が前提である福祉サービスをフォーマルサービスと呼び、ボランティアが非営利で地域生活課題の改善・解決のために提供するサービスをインフォーマルサービスと呼ぶ。
プロファイル	輪郭、横顔、分析結果、略歴などの意味を持つ英単語。「プロフィール」と同一語であるが、本文中の「地域自殺実態プロファイル」は、同一の規格で市町村ごとに統計資料を整理していることを強調するため、「プロファイル」という言葉を用いている。
放課後等デイサービス	障がいがある、または発達が気になる就学児が放課後や休日に 通所し、日常生活スキルの習得や集団生活への適応などの支援 が行われる福祉サービス。
保護司	犯罪や非行をした人が社会に復帰し、再び同じ過ちを繰り返さ ないようサポートする人のこと。法務大臣から委嘱を受けた非 常勤の国家公務員で、ボランティアとして活動する。
	ま 行
みやけますます元気体操	健康づくりや介護予防を目的に、元気に体を動かす高齢者が増 えるよう、三宅町が普及を図っている体操。
みやぼう	「みやぼう」は、三宅町のマスコットキャラクター。「みやぼう」は、日本の社会福祉事業の先駆者である「忍性菩薩」を尊敬しているというキャラクター設定をしている。三宅町では、「みやぼう」を福祉施策のキーワードとして使用している。
民生委員・児童委員	民生委員は、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、関係機関への橋渡しなど支援活動を行う非常勤特別職の地方公務員。子育ての心配ごとなどの相談・支援等を行う児童委員も兼ねる。
みんなの保健室	地域包括支援センターが、出張相談会として各地域や高齢者が 集まる場へ訪問し、健康チェック・身体測定・フレイル予防や 疾患予防に関するリーフレット、栄養食品の配布等を実施する 事業。
や 行	
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のこと。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いに関わらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指した建築・設備・製品・情報などの設計のこと。

第2期 三宅町地域福祉計画 三宅町地域福祉活動計画

令和7(2025)年3月

発行:三宅町・三宅町社会福祉協議会

編集:三宅町役場 住民福祉部 住民福祉課

〔三宅町役場〕

住所 〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 689 Tel 0745-44-3073 Fax 0745-43-0922 〔社会福祉法人三宅町社会福祉協議会〕 住所 〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂 848-1 三宅町保健福祉施設「あざさ苑」内 Tel 0745-43-2078 Fax 0745-43-2018